
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画
(総論編・基本構想編・基本計画(基本目標 1～3))

令和 3 年 10 月現在
広 陵 町

第5次広陵町総合計画（骨子案）

目 次

第1章	第5次総合計画の概要	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	3
(1)	計画の構成	3
(2)	計画の期間	3
3	総合計画と総合戦略の関係	4
第2章	まちづくりを取り巻く現状と課題	6
1	国内の社会経済動向	6
(1)	今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行計画の構成	6
(2)	期待が高まる「Society5.0（超スマート社会）」の実現	7
(3)	飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性	8
(4)	脱炭素社会の実現に向けた取組みの広がり	9
(5)	地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進	10
(6)	今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進	11
2	まちの概況	14
(1)	位置・地勢	14
(2)	沿革	15
(3)	人口の動向	16
(4)	産業の動向	18
(5)	行財政の動向	20
3	将来人口の推計結果	23
4	まちづくりに関する住民の意見	25
5	今後のまちづくりにおける主要課題	31
第3章	基本構想	33
1	まちの将来像	33
2	まちづくりの基本理念	34
3	まちづくりの基本目標	35
【目標1】	自然と人が調和したまち	35
【目標2】	生活基盤が充実したまち	35
【目標3】	次世代を担う子どもが輝けるまち	36
【目標4】	誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち	36
【目標5】	地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち	38
【目標6】	地域が活性化するまち	39
4	自治体経営の基本方針	40

第4章	基本計画	4 1
1	重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	4 1
2	施策の体系	4 2
3	分野別計画	4 3
	【基本目標1】自然と人が調和したまち	4 5
	施策1-1 公園の保全と緑化の推進	4 5
	施策1-2 環境保全の推進	4 8
	施策1-3 環境衛生の充実	5 1
	【基本目標2】生活基盤が充実したまち	5 5
	施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進	5 5
	施策2-2 良好な住環境の保全・形成	5 8
	施策2-3 上・下水道の強靱化の推進	6 1
	施策2-4 道路・公共交通の充実	6 4
	【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち	6 7
	施策3-1 子育て支援の充実	6 7
	施策3-2 青少年の健全育成	7 1
	施策3-3 学校教育の充実	7 4

第1章 第5次総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10～20年後を見据えた中で、本町が町全体として目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針をなすものです。

本町では、平成24（2012）年度に、基本構想（平成24（2012）～令和3（2021）年度）と前期基本計画（平成24（2012）～28（2016）年度）からなる第4次広陵町総合計画「みんなの広陵元気プラン」を策定し、同構想に掲げた将来像「人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町」の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきたところです。また、平成29（2017）年度からは後期基本計画（平成29（2017）～令和3（2021）年度）に基づき、様々な分野で施策を推進してきました。

基本構想の計画期間が開始して以降、本町を取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超少子高齢社会へと移行が進むとともに、他国での経済変動や情勢変化が地域社会にも多大な影響を及ぼすグローバル化の著しい進展、これまでの想定を大きく上回る規模の台風や集中豪雨等による災害発生など、多岐にわたる面で大きな変化を続けています。

本町においても、このような社会経済情勢の変化による影響は避けられず、また、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行し、このままの状況で推移した場合、将来的に人口が本格的な減少局面に転じると予測されることから、従来のような右肩上がりに発展・拡大することを前提としたまちづくりの考え方を適切に見直し、現時点から今後予測される様々な課題に備えておかなければならない時期を迎えています。

そこで、本町が現に直面している地域課題の解決はもとより、変化を続ける社会経済情勢や多様化する住民ニーズなどに対応したまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための新たなまちづくりの指針として、「第5次広陵町総合計画」を策定することとしました。また、本町では令和3年6月1日から広陵町自治基本条例を施行し、住民自治を基盤とした本町のまちづくりを進めていく自治体の基本規範としての基本ルールを定め、その条例においても条例に定める基本理念及び基本方針に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとするとしてます。

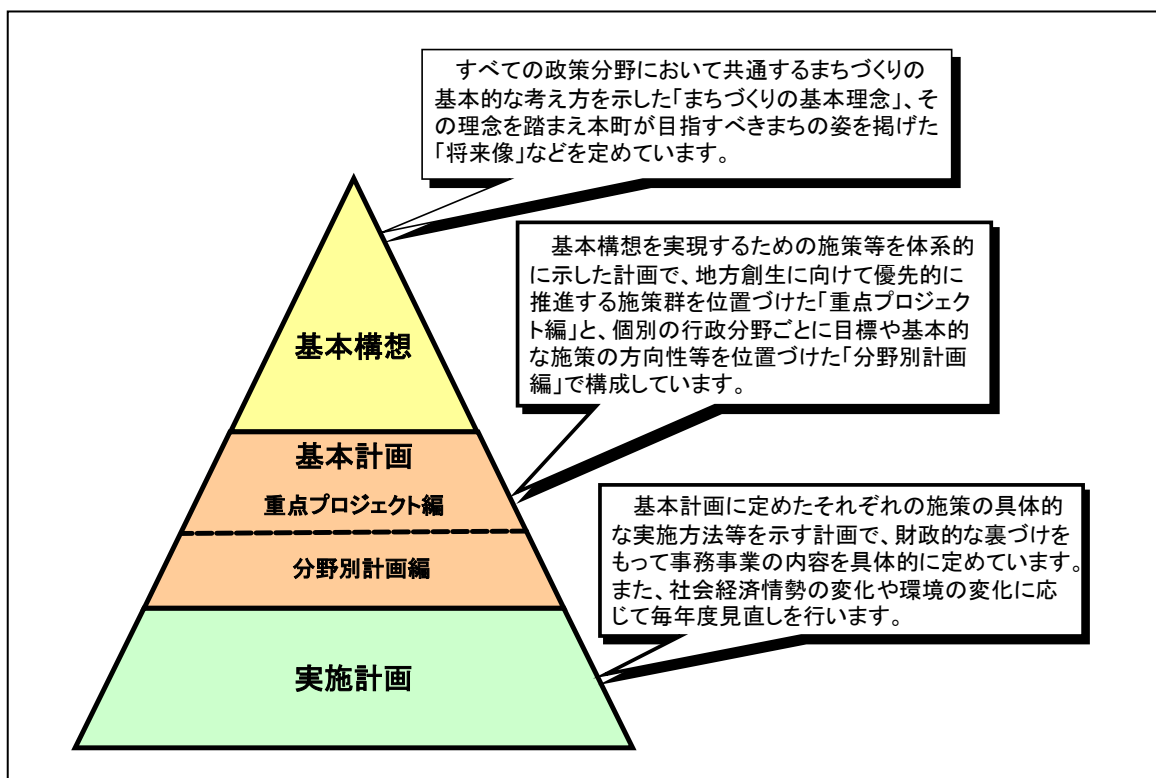
本計画は、本町に住み・働き・学ぶ人たちが一丸となって実現を目指すまちの将来像や、その実現に向けた施策の基本的な方向性等を示し、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持され、次世代に誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちた広陵の実現を目的とするものです。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次広陵町総合計画は、本町が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成しています。

図表 第5次広陵町総合計画の構成



(2) 計画の期間

第5次広陵町総合計画の計画期間について、基本構想は令和4（2022）年度～令和15（2033）年度までの12年間、基本計画は前期4年間、中期4年間及び後期4年間に分けることとし、令和4（2022）年度を初年度とする前期基本計画の計画期間は、令和4（2022）年度～令和7（2025）年度までとします。

また、実施計画の計画期間は1期3年間としますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次広陵町総合計画の計画期間

年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
基本構想	基本構想:12年間											
基本計画	前期基本計画:4年間				中期基本計画:4年間				後期基本計画:4年間			
実施計画	1期:3年間			1期:3年間			1期:3年間			毎年度見直し		

3 総合計画と総合戦略の関係

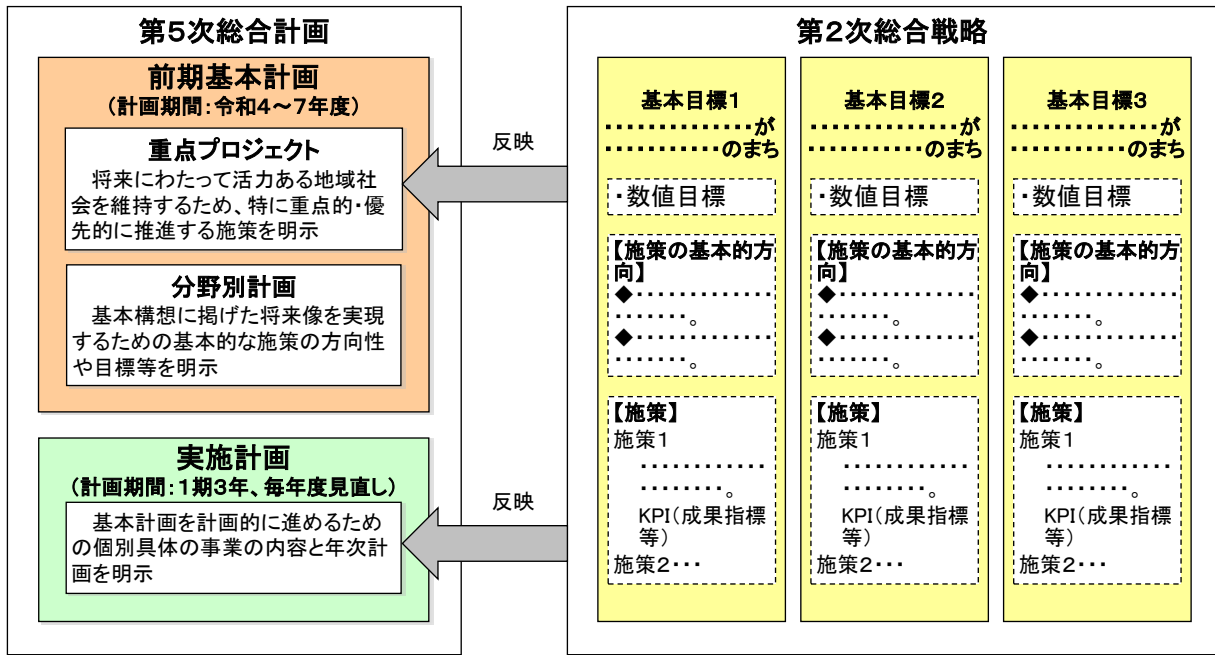
国では、将来にわたって人口減少問題の克服と成長力の確保を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成 26 (2014) 年 12 月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後 5 か年の施策の方向等を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これを受け、地方自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成 27 (2015) 年度中に、地方自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向等を示した「地方版総合戦略」の策定に努めることが求められました。

本町では、平成 28 (2016) 年 3 月に「広陵町人口ビジョン」及び「(第 1 次) 広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (計画期間:平成 27 (2015) ~令和元 (2019) 年度)」を策定しました。その後、令和 4 (2022) 年度を開始年度とする「第 5 次総合計画」と「第 2 次総合戦略」を一体化することで、双方が連動した効果的・効率的な施策を推進できるようにするため、第 1 次総合戦略を改訂し、その計画期間を令和 3 (2021) 年度まで 2 年間延長しました。

第 5 次総合計画のうち、前期基本計画 (計画期間:令和 4 (2022) ~令和 7 (2025) 年度) では、併せて今回改訂する人口ビジョンに基づく長期的な展望を踏まえつつ、選択と集中のもと、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、今後も引き続き、本町としても喫緊に取り組まなければならない地方創生に主眼を置いた施策群を「重点プロジェクト」して明確に位置づけています。

図表 第5次総合計画の第2次総合戦略の関係



第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題

本項では、第5次総合計画策定の背景として、近年や将来的に予測されている国内の社会経済動向、本町の人口動向や産業構造等の概況及び将来人口の推計結果を整理した上で、今後のまちづくりに向けて本町が特に注視すべき主要課題を明らかにしています。

1 国内の社会経済動向

(1) 今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行計画の構成

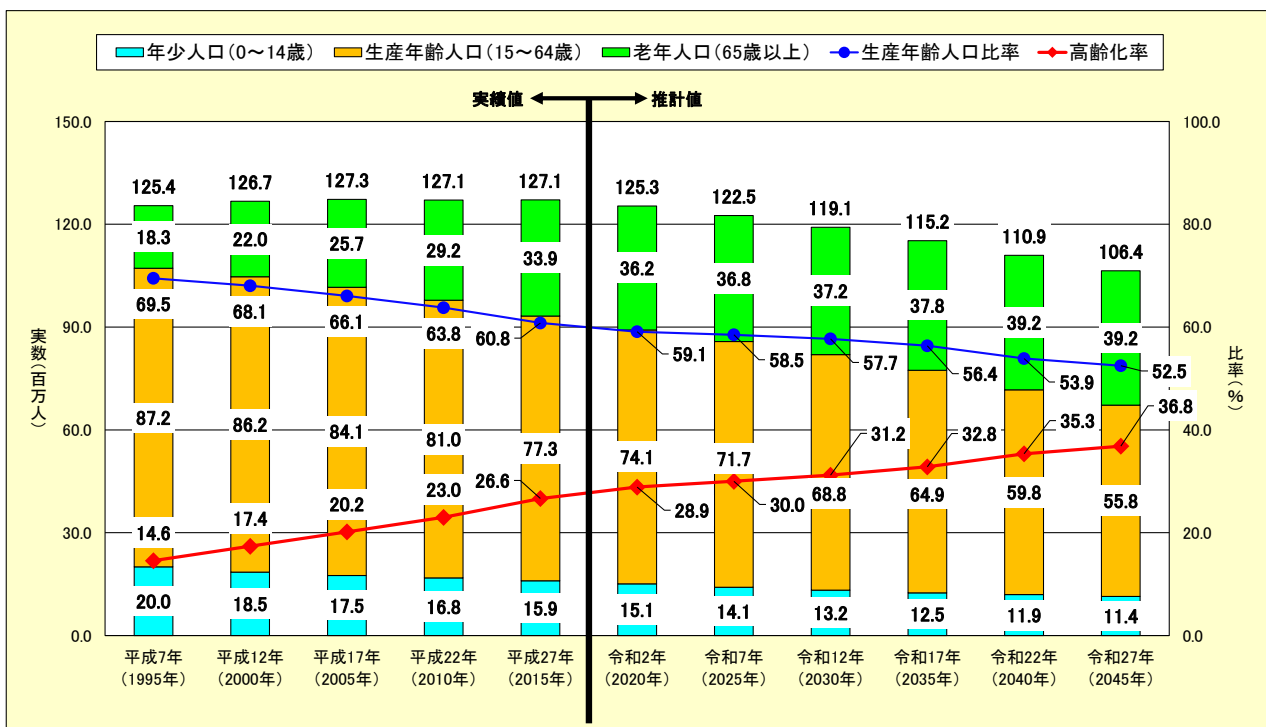
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計、出生・死亡中位）」によると、平成27（2015）年の国勢調査時点で約1億2,710万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和27（2045）年には約1億640万人、対平成27（2015）年比で約2,070万人（16.3%）減少すると予測されています。

年齢階層別にみると、地域経済社会の中心的な世代にあたる生産年齢人口（15～64歳）は、平成12（2000）年以降、既に一貫して減り続けており、令和27（2045）年では約5,580万人、平成7（1995）年の約8,720万人と比べて約3,140万人（36.1%）減少し、総人口に占める割合（生産年齢人口比率）も69.5%から52.5%と17.0ポイント低下すると予測されています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成27（2015）年では約3,390万人、対平成7（1995）年比で約1.9倍（約1,560万人増）に増加した後、増加幅は縮小傾向で推移するものの、概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年では約3,920万人、総人口に占める割合（高齢化率）も36.8%に上昇すると予測されています。

図表 全国の将来推計人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和元（2019）年現在、男性81.41年、女性87.45年と、平成27（2015）年に比べて男性は0.66年、女性は0.46年上回っています。今後、男女ともに平均寿命は延びて、令和47（2065）年には、男性が84.95年、女性が91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

図表 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」



(2) 期待が高まる「Society5.0¹（超スマート社会）」の実現

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT（Internet of Things）」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI（Artificial Intelligence:人工知能）」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

国は、「第5期科学技術基本計画²（平成28（2016）年1月 閣議決定）」の中で、第4次産業革命の技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らせる「Society5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。

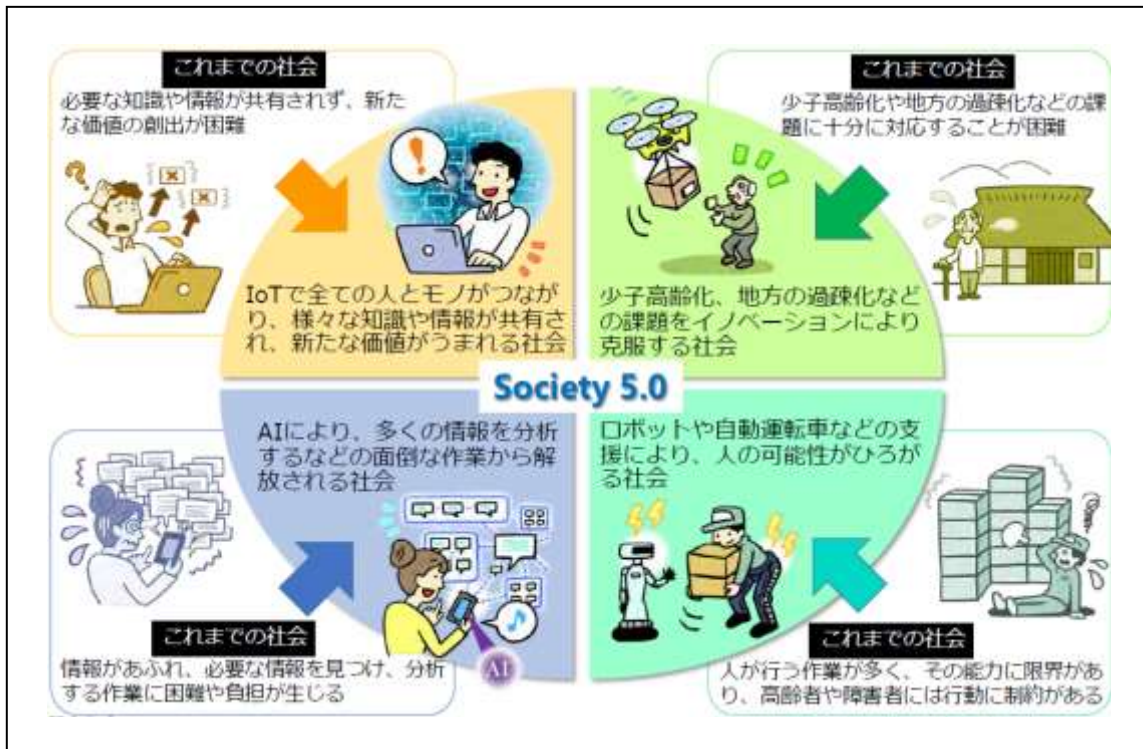
「Society5.0」で実現する社会では、IoTやAI、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、本町はもとより、我が国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが大いに期待されています。

¹ 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指すもの。

² 科学技術の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

図表 Society5.0 で実現する社会

出典：内閣府「Society5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」



(3) 飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害や土砂災害、地震等の自然災害が発生しています。また、内閣府の「令和3年版防災白書」によると、世界の平均気温は工業化以前から既に約1度上昇し、世界中で気象災害が頻発するなど、気候変動が現実のものになっているとしています。

同白書では、近年、国内でも平成29(2017)年7月の九州北部豪雨、平成30年(2018)の7月豪雨、令和元(2019)年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫や土砂災害が頻発し、今後も気候変動による大雨や洪水の発生頻度は増加すると予測しています。

令和元(2019)年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界規模で拡大を続けている新型コロナウイルス感染症の流行は、単に人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐ人・モノ・カネの往来や、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、我が国のみならず、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

これらの状況の中、行政による公助はもとより、激甚化・頻発化している気象災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の意識を喚起するとともに、様々なリスクから人々の貴重な生命や財産を守るため、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協力に根ざした取組みをより高い実効力を伴った形で推進していく重要性が高まっています。

図表 令和2年に発生した主な災害

出典：国土交通省「水害レポート2020」



(4) 脱炭素社会の実現に向けた取組みの広がり

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が極めて問題視されている中、国内外においてカーボンニュートラル³の実現に向けた動きが高まりつつあります。

我が国では、令和2(2020)年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣が「2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、環境省では、2050(令和32)年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ⁴」に位置づけています。

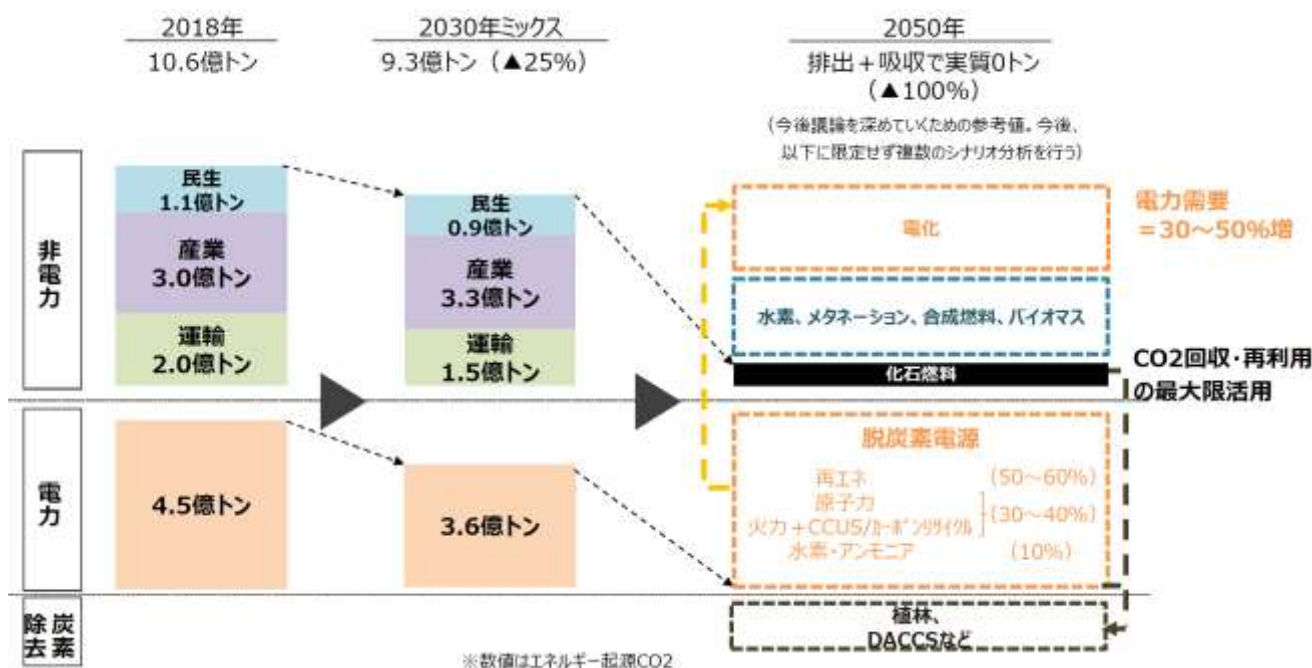
³ 温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

⁴ 令和3(2021)年7月9日時点で「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明したのは420の地方自治体(40都道府県、249市、10特別区、101町、20村)、総人口約1億1,090万人となっている。

同省では、ゼロカーボンシティを目指す地方自治体に対し、情報基盤の整備、計画等の策定支援、設備等の導入を一気通貫で支援することにより、地域における温室効果ガスの大幅削減、地域にひびく形での再生可能エネルギー事業の推進による地域経済循環の拡大、レジリエント⁵な地域づくりを同時に実現することを目指しています。

図表 2050年カーボンニュートラルの実現イメージ

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月）」



(5) 地方創生においても重要な「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和12(2030)年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しています。同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

さらに、国では、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通じて、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する制度を、平成30(2018)年に新たに創設しています。

⁵ 自然災害や人口減少等の社会的な課題に直面した場合でも、素早く復興し、さらに成長する能力があること。

本町は、一般社団法人産業総合振興機構の設立を通じて、商工業、農業、観光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元（2019）年7月、SDGs推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs未来都市」の1つに選定されています。

図表 SDGsに掲げられている17の目標
出典：内閣府「地方創生に向けたSDGsの推進について」



（6）今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進

総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会⁶」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成 13（2001）年度以降、多くの地方自治体において、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる臨時財政対策債⁷を発行して一般財源総額を確保する状況が続いているとしています。

同研究会によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い 40・50 歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（扶助費）が増大する可能性があるとしています。

⁶ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、老年人口が最多となる令和 22（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成 29（2017）年 10 月から全 16 回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

⁷ 国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債のこと。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の普通交付税によって措置することとされている。

図表 年齢ごとの年間平均給与額と人口

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会事務局提出資料（平成 30 年 2 月）」

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		人口減少率 (%)
		平成27年 (2015年)	令和22年 (2040年)	
15～19歳	132	605	435	▲ 28.1
20～24歳	253	609	489	▲ 19.6
25～29歳	352	653	524	▲ 19.8
30～34歳	397	740	557	▲ 24.7
35～39歳	432	842	585	▲ 30.6
40～44歳	461	985	622	▲ 36.9
45～49歳	486	877	612	▲ 30.2
50～54歳	509	802	641	▲ 20.1
55～59歳	491	760	715	▲ 6.0
60～64歳	372	855	798	▲ 6.7
65～69歳	301	976	907	▲ 7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

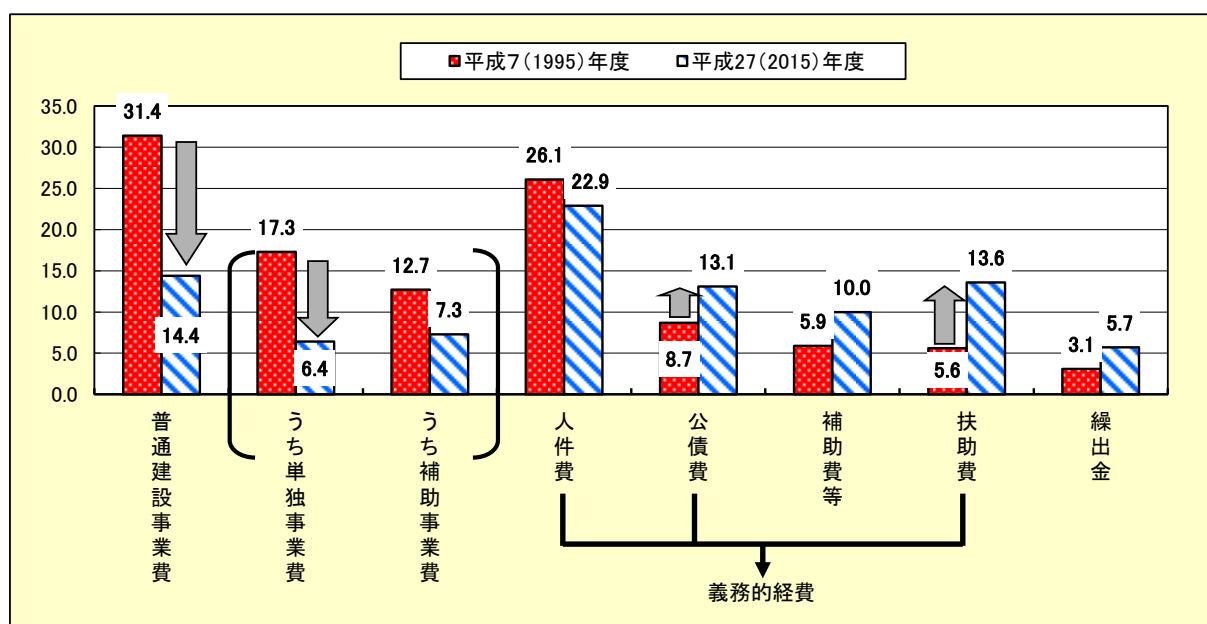
(以下、集計して再掲)

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		増減数 (万人)
		2015年	2040年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

近年、地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が平成 7 (1995) 年度の 31.4% から平成 27 (2015) 年度の 14.4% に大きく低下する一方、公債費⁸が 8.7% から 13.1%、扶助費⁹が 5.6% から 13.6% に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費¹⁰からなる義務的経費が 40.4% から 49.6% に上昇するなど、歳出構造が変化しています。

図表 地方全体の歳出構造の変化（平成 7 年度と平成 27 年度の比較）

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会 事務局資料」



⁸ 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

⁹ 生活保護法や各種法令に基づいて支払われる福祉的経費。

¹⁰ 職員の給料や議会報酬などの経費。

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめとする行政の情報システムを国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできていないことなど、様々な課題が明らかになりました。

国は、こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であるという基本認識のもと、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う地方自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされており、そのため各自治体では、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、財源・職員等の限りある行政の経営資源を行政サービスのさらなる向上へとつなげていくことが強く求められています。

図表 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

出典：IT総合戦略本部 資料（令和2年12月）

<p>➢ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>➢ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>	
IT基本法の見直しの考え方	デジタル庁（仮称）設置の考え方
<p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 ⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置 	<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織 ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
<p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出 ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し <p>デジタル社会の形成に向けた取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 ✓ 人材の育成、教育・学習の振興 ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協働と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	<p>デジタル庁（仮称）の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用 ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理 ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理 ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備 ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請
	<p>デジタル庁（仮称）の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣直屬。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く ✓ 各省の定員増・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度 ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置 ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

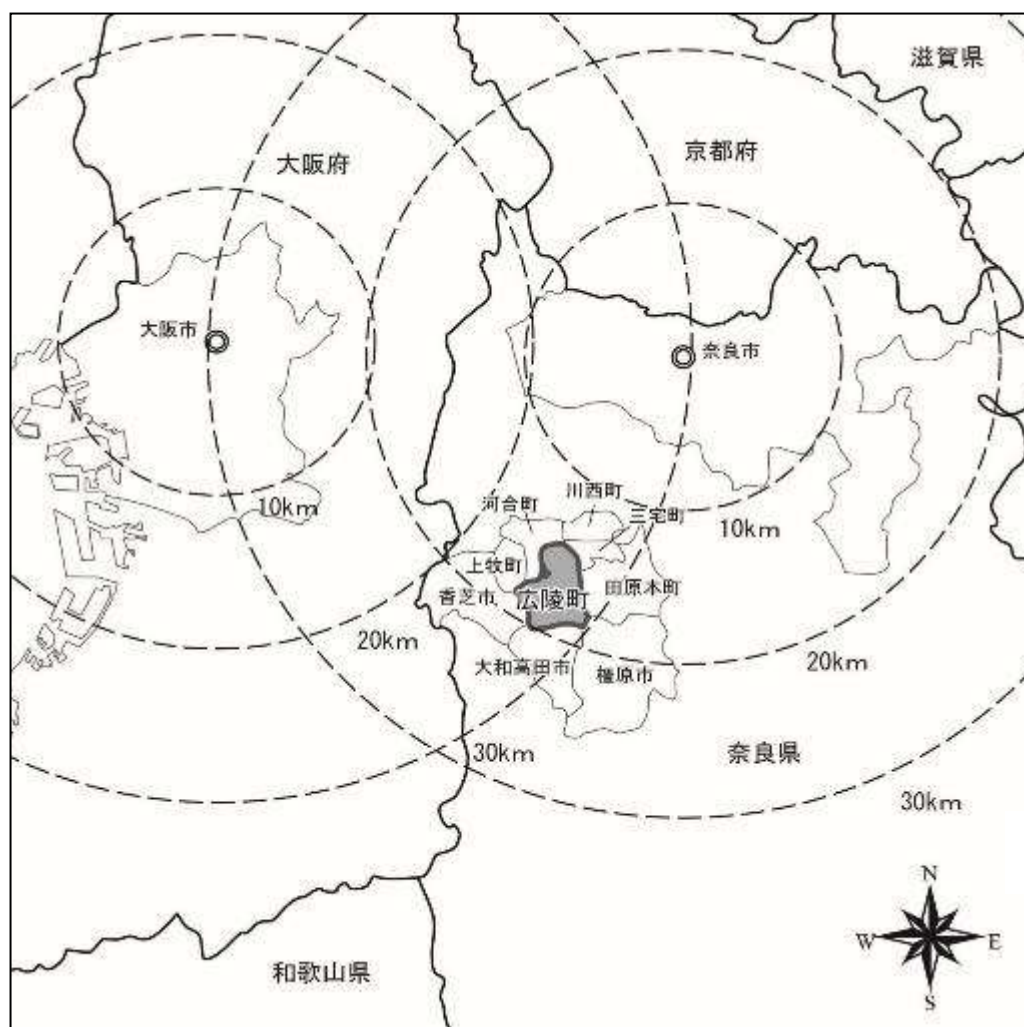
2 まちの概況

(1) 位置・地勢

本町は、奈良県北葛城郡の南東部に位置し、東は三宅町及び田原本町、南は橿原市及び大和高田市、西は香芝市及び上牧町、北は河合町に接しています。また、奈良市へは直線距離で約 20km、大阪市へは直線距離で約 25km に位置し、このうち大阪市までは電車及び自動車を利用して約 40 分の時間距離で結ばれており、交通アクセスに恵まれています。

町域は南北約 5.5 km、東西約 4.5km、面積は 16.30 km²¹¹であり、面積は県内 39 市町村の中では広い方から 33 番目と相対的にコンパクトな規模となっています。また、地形は町の東部が平坦な地形、西部が丘陵地帯となっているほか、中央部を高田川と葛城川、東端を曽我川といった一級河川が流れています。

図表 本町の位置



¹¹ 出典：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調（令和3（2021）年4月1日時点）」

(2) 沿革

本町の歴史は古く 3,000 年程前から人々が集落を形成していたとされており、町西部に広がる馬見古墳群では、霊柩船と見られる木製品が出土し、貴重な史料として注目されています。また、4～5 世紀頃までとされる大和朝廷の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、そのもとで奈良時代の繁栄を遂げていました。

その後は、豊臣秀吉の天下統一による戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、本町は大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産によって栄え、南郷地の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われました。

明治時代の後半からは、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正 7（1918）年には町北部に大和鉄道（現・近鉄田原本線）が敷設され、箸尾駅が設けられました。その後、昭和 30（1955）年 4 月の馬見町・瀬南村・百済村の合併、翌昭和 31（1956）年の箸尾町の編入（一部は昭和 32（1957）年、大和高田市に編入）によって、現在の広陵町が誕生しました。

以降、経済面では、日本一の生産量を誇る靴下製造業やプラスチック加工業、「夏秋なす」などの特産品を持つ農業を地場産業として発展を遂げるとともに、大阪市に近接する恵まれた立地条件のもと、昭和 49（1974）年からは隣接する香芝市にまたがって真美ヶ丘ニュータウンの開発が進められ、住宅都市という一面を持つようになっています。

このような歴史的な経緯を経て、現在の本町は、町内の唯一の鉄道駅である箸尾駅を中心として発展してきた北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園風景が広がる東部地域、土地区画整理事業等による大規模開発住宅地が形成されている真美ヶ丘ニュータウン地域の大きく 4 つに分けられます。

近年、本町では、ゆとりと潤いに満ちた“みどりの環境”や貴重な歴史的文化遺産と共生する優れた居住環境、大都市に近接する恵まれた立地条件等を活かし、町外からの移住・定住の促進、優良企業・商業施設の誘致など、町が活気づき定住人口の維持・確保につなげることを目的に多面的な施策を積極的に推進し、今日に至っています。

<馬見丘陵公園を南側から望む（左手前は竹取公園、右手前は巢山古墳）>

出典：中和公園事務所「県営馬見丘陵公園リーフレット」



(3) 人口の動向

<人口・世帯数>

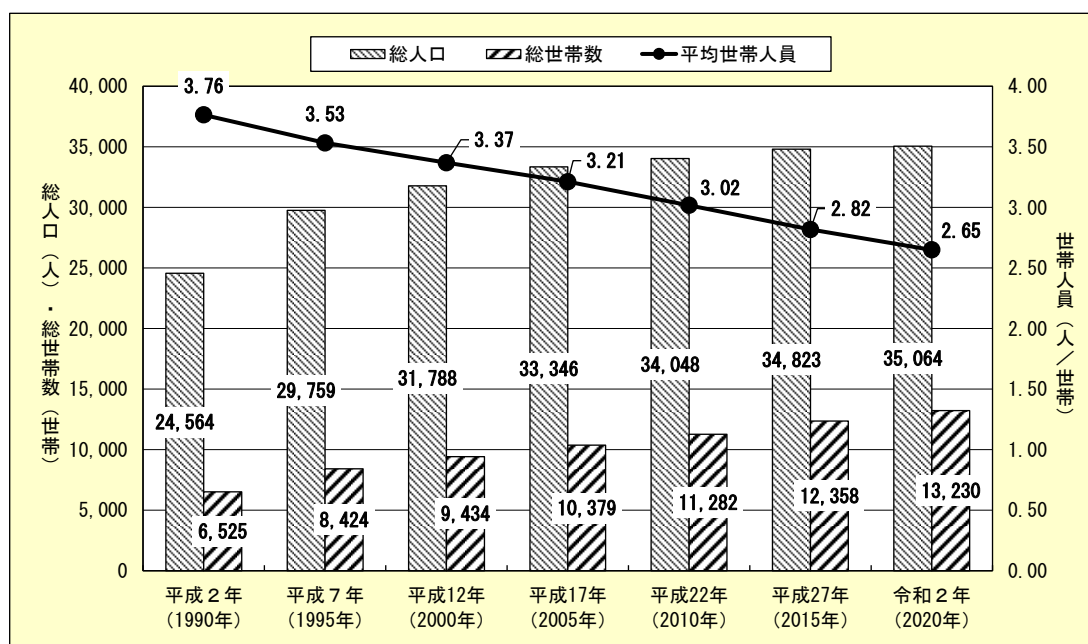
令和2（2020）年1月31日現在の総人口は3万5,064人であり、30年前の平成2（1990）年当時の2万4,564人と比べて約1.4倍（1万500人増）に増加しています。平成2（1990）年以降の推移を5年毎にみると、総人口は一貫して増え続けているものの、増加人口は真美ヶ丘地域の土地区画整理事業が完了した平成2（1990）年～平成7（1995）年の5,195人（増加率21.1%）をピークに縮小傾向で推移しており、平成27（2015）～令和2（2020）年では241人（0.7%増）となっています。

一方、令和2（2020）年1月31日現在の総世帯数は1万3,230世帯、平成2（1990）年当時の6,525世帯と比べて約2倍（6,705世帯増）に大きく増加しています。平成7年（1995）年以降、総人口を上回る水準で総世帯数が増え続けていることから、世帯人員は平成2（1990）年の3.76人／世帯から令和2（2020）年の2.65人／世帯に減少しています。

図表 総人口・総世帯数及び平均世帯人員の推移

出典：広陵町「住民基本台帳（各年1月31日現在）」

注）平成27年・令和2年は外国人人口を含む。（以下同様）

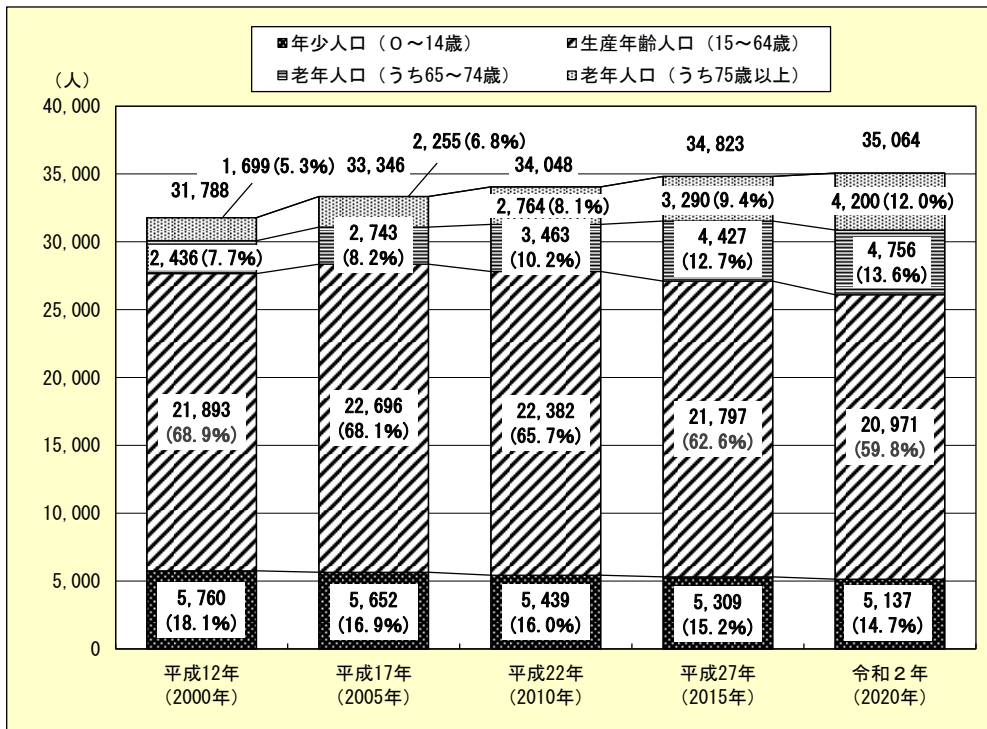


<年齢階層別人口>

令和2（2020）年1月31日現在の年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が5,137人（構成比14.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が2万971人（59.8%）、老年人口（65歳以上）が8,956人（25.5%）、また、老年人口のうち、75歳以上人口が4,200人（12.0%）となっています。

これらを平成12（2000）年と比べると、年少人口（0～14歳）が5,760人から10.8%（623人）減少、生産年齢人口（15～64歳）が2万1,893人から4.2%（922人）減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）が4,135人から約2.2倍（4,821人増）、さらに75歳以上人口が1,699人から約2.5倍（2,501人増）に大きく増加しており、近年、本町でも全国的な傾向と同様に少子高齢化が急速に進展していることが見てとれます。

図表 年齢階層別人口・構成比の推移
出典：広陵町「住民基本台帳（各年1月31日現在）」

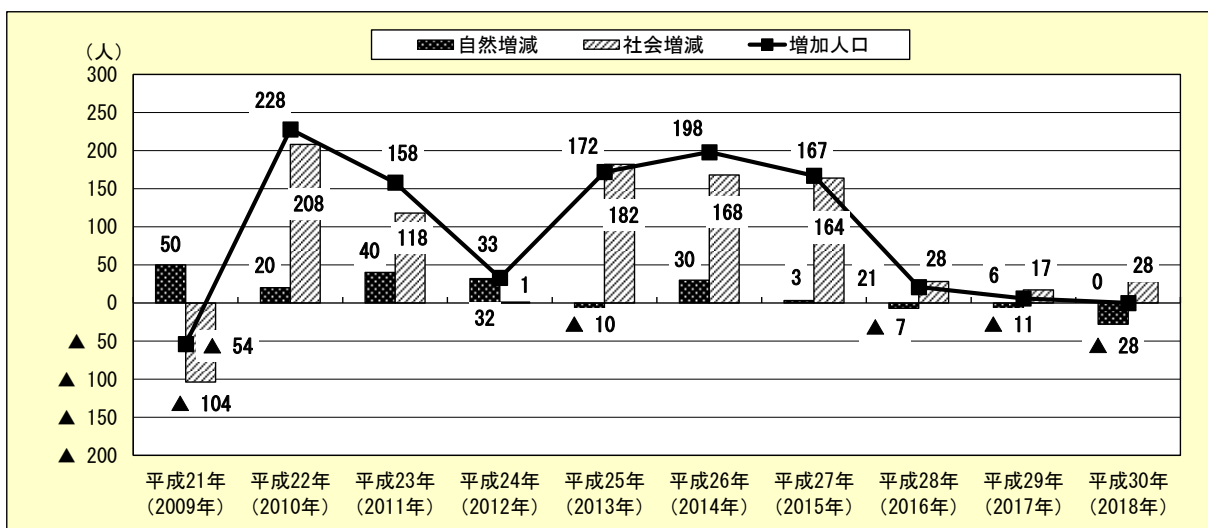


<自然増減・社会増減>

平成 21 (2009) 年以降、自然増減（出生者数と死亡者数の差）は、出生者数が概ね 260 人前後で推移しているのに対し、高齢化の進展等を背景に死亡者数が増加傾向で推移していることから、平成 28 (2016) 年以降は自然減の傾向が続いています。

一方、社会増減（転入者数と転出者数の差）は、平成 21 (2009) 年を除き、概ね一貫して転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いているものの、平成 27 (2015) 年を境に増加人口は大きく縮小傾向に転じています。

図表 自然増減・社会増減の推移
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日～12月31日の合計）」



(4) 産業の動向

<農業>

町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などの生産を中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43(1968)年に「夏秋なす」、昭和62(1987)年に「冬春なす」が国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

しかし、平成17(2005)年以降、農家数は一貫して前回調査時点を下回っており、平成27(2015)年では380戸、平成12(2000)年の555戸と比べて約3割(175戸)減少しています。

このような状況の中、本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26(2014)年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年半にわたる講座と実習により、農作物の栽培や実習に関する知識を身につけ、販売農家として自立することを目指しています。

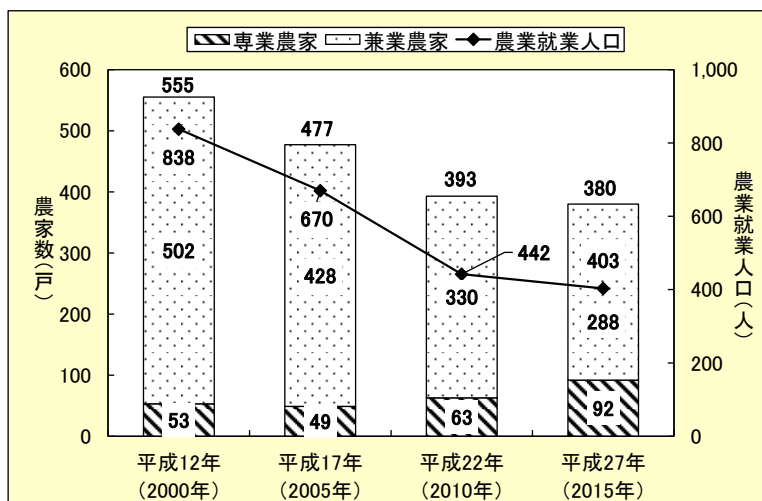
近年はこの「農業塾」の開講を契機として、若手のイチゴ農家が増えています。これらの農家では、イチゴ産地の復活を目指し、奈良県育成の新しい品種のイチゴである「古都華」、酸味が少なく比較的柔らかい特徴の「章姫」などが栽培されており、ふるさと納税の返礼品として人気を博しています。

<工業>

本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な生産技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大産地となっています。また、町の中央部には昭和30年代(1955年～)から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

平成25(2013)年以降、工業の事業所数は概ね減少傾向で推移しており、平成30(2018)年では94事業所、平成24(2012)年の120事業所と比べて約2割(26事業所)減少しています。また、従業者数は平成26(2014)年の2,079人をピークに減少傾向に転じ、平成30(2018)年では1,757人、ピーク時と比べて15.5%(322人)減少しています。

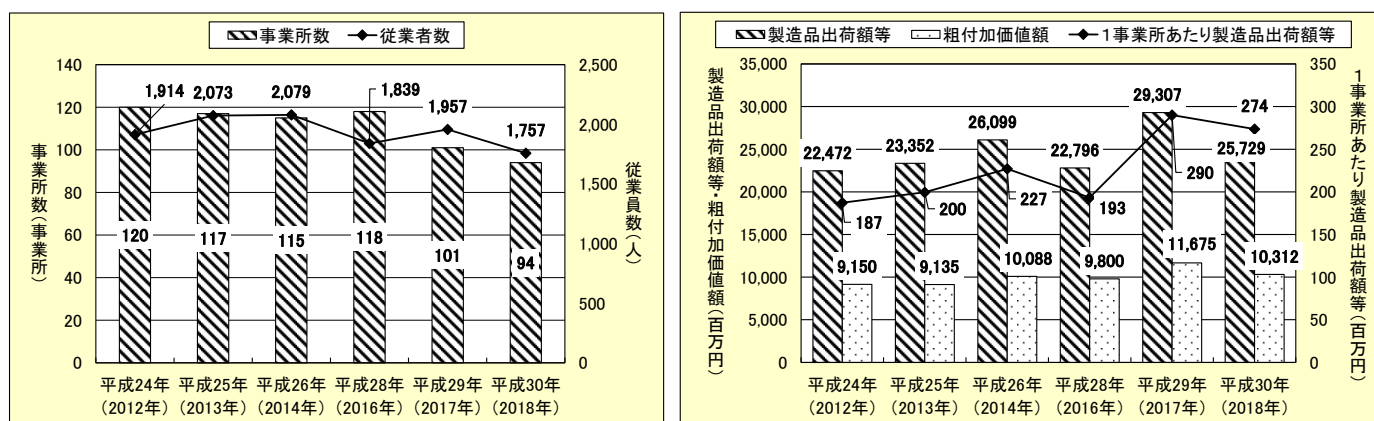
図表 農家数・農業就業人口の推移
出典：農林水産省「農林業センサス(各年2月1日現在)」



一方、製造品出荷額等は、平成 29（2017）年に 293 億 700 万円まで増加したものの、その翌年には再び減少傾向に転じています。また、1 事業所あたりの製造品出荷額等は、平成 24（2012）年の 1 億 8,700 万円から平成 29（2017）年の 2 億 9,000 万円に増加しており、事業所数の減少を事業所あたりの出荷額等でカバーしている構図が見てとれます。

図表 （左図）事業所数及び従業者数、（右図）製造品出荷額等の推移
（従業員 4 人以上の事業所）

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサスー活動調査」



<商業・観光>

本町の商業は、事業所数の約 8 割、従業者数の約 9 割、年間商品販売額の約 7 割を小売業が占めています。各地域の小売業が買い物客を引きつける総合的な力を表すもので、この値が 1 より大きいと他地域から買い物客を吸引し、地域の購買力以上の売上を獲得していることを示し、1 より小さいと買い物客が他地域に流出超過となっていることを示す小売吸引力指数は、平成 28（2016）年では 0.87 であり、県内 9 市町と比べると本町は高い方から 5 番目の中位に位置しています。

図表 小売吸引力指数の都市間比較（県内 10 市町）

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査

（平成 28（2016）年 2 月 1 日現在）、人口は奈良県「推計人口調査（6 月 1 日現在）」

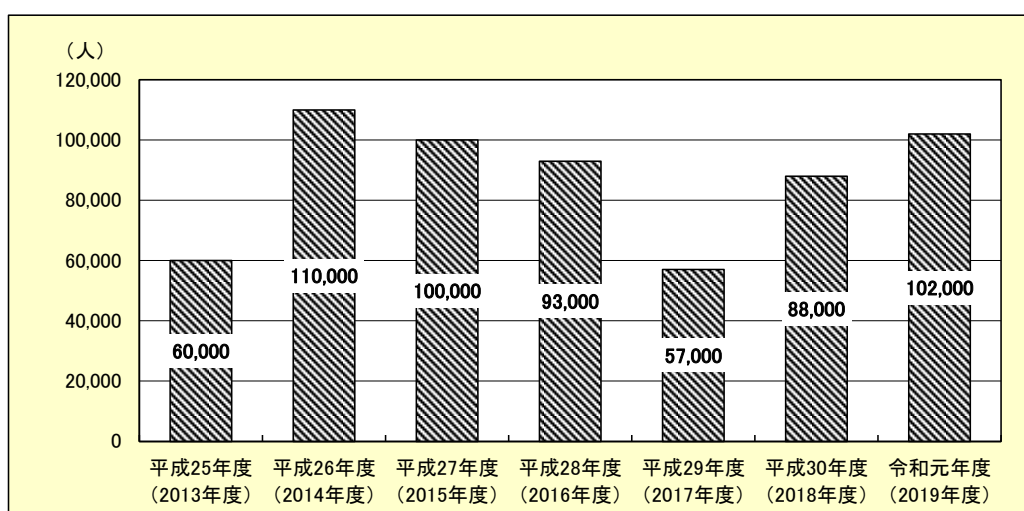
順位	市町名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1事業所あたり (百万円)	売場面積 (㎡)	1事業所あたり (㎡)	H28.6.1 現在人口 (人)	小売吸引力指数
1	橿原市	832	7,985	191,271	230	215,054	258	123,712	1.76
2	田原本町	218	1,812	37,743	173	43,505	200	31,514	1.37
3	河合町	86	802	16,323	190	16,432	191	17,819	1.05
4	上牧町	98	1,016	19,757	202	38,205	390	21,927	1.03
5	広陵町	163	1,410	25,478	156	35,692	219	33,568	0.87
6	大和高田市	422	2,712	48,696	115	53,110	126	64,311	0.86
7	王寺町	131	1,034	17,090	130	19,488	149	23,170	0.84
8	葛城市	191	1,293	26,052	136	20,367	107	36,672	0.81
9	香芝市	283	2,949	54,116	191	68,600	242	77,890	0.79
10	斑鳩町	142	1,007	14,828	104	12,468	88	27,233	0.62

本町には、日本で2番目に大きい帆立貝型古墳の乙女山古墳や、築造当時の様子と現在の状態を比べられるように復元整備されたナガレ山古墳がある馬見丘陵公園、住民の憩いの場となっている竹取公園など、町の随所に公園や緑が存在しています。

さらに、約300年続いている地藏盆の祭りであり、町の指定文化財にもなっている大垣内立山祭、五穀豊穰を祝うもので江戸時代末期より継承されてきた戸閉祭など、年間を通じ四季折々の祭りやイベントが開催されており、地域に根ざした伝統文化が息づいています。

平成25(2013)年度以降の観光入込客数は、靴下の市やかぐや姫祭りの来場者数から集計しており、平成26(2014)年度の11万人から平成29(2017)年度の5万7千人に大きく減少したものの、その後は増加傾向に転じ、令和元(2019)年度は10万2千人まで回復しています。

図表 観光入込客数の推移
出典：地域振興課資料



(5) 行財政の動向

<歳入・歳出>

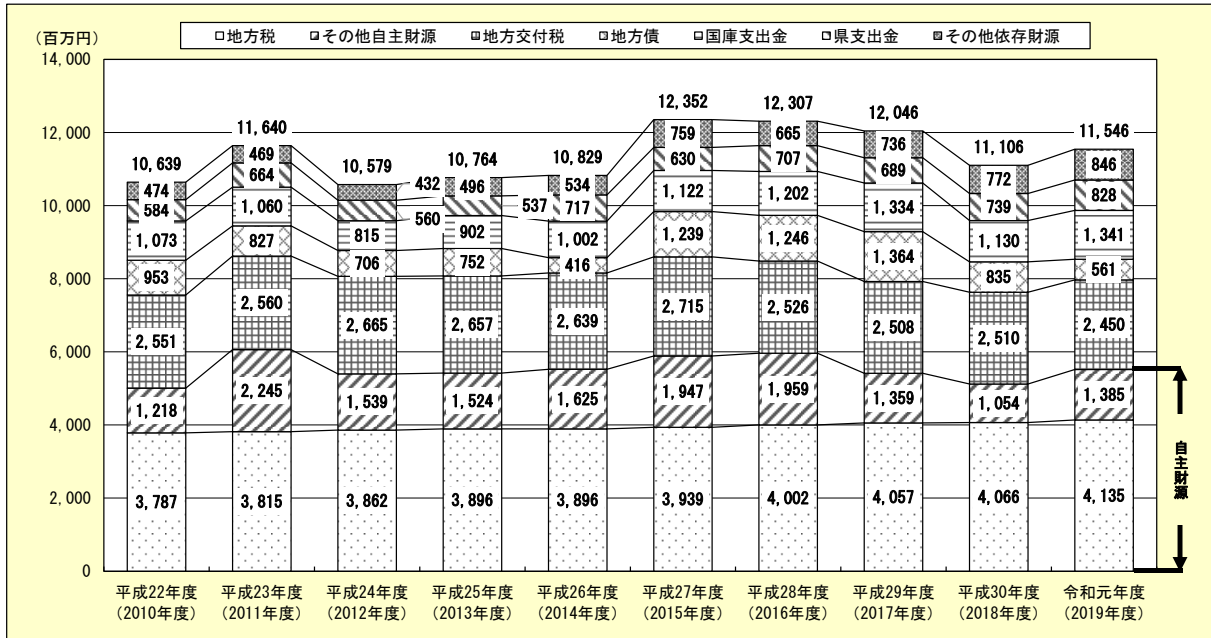
平成22(2010)年度以降、普通会計¹²による歳入総額は、平成27(2015)年度の約123億5,200万円をピークに減少傾向に転じており、令和元(2019)年度では約115億4,600万円、ピーク時に比べて約6.5%(8億600万円)減少しています。

令和元(2019)年度実績で歳入総額の35.8%を占めている地方税(町税)は、概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元(2019)年度では約41億3,500万円、平成22(2010)年度の約37億8,700万円と比べて約9.2%(3億4,800万円)増加しています。

¹² 総務省の定める会計区分の1つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

歳入総額に占める自主財源比率¹³は、平成 27 (2015) 年度以降、47%前後の概ね横ばい傾向で推移しており、令和元 (2019) 年度では約 47.8% (55 億 2,000 万円) となっています。

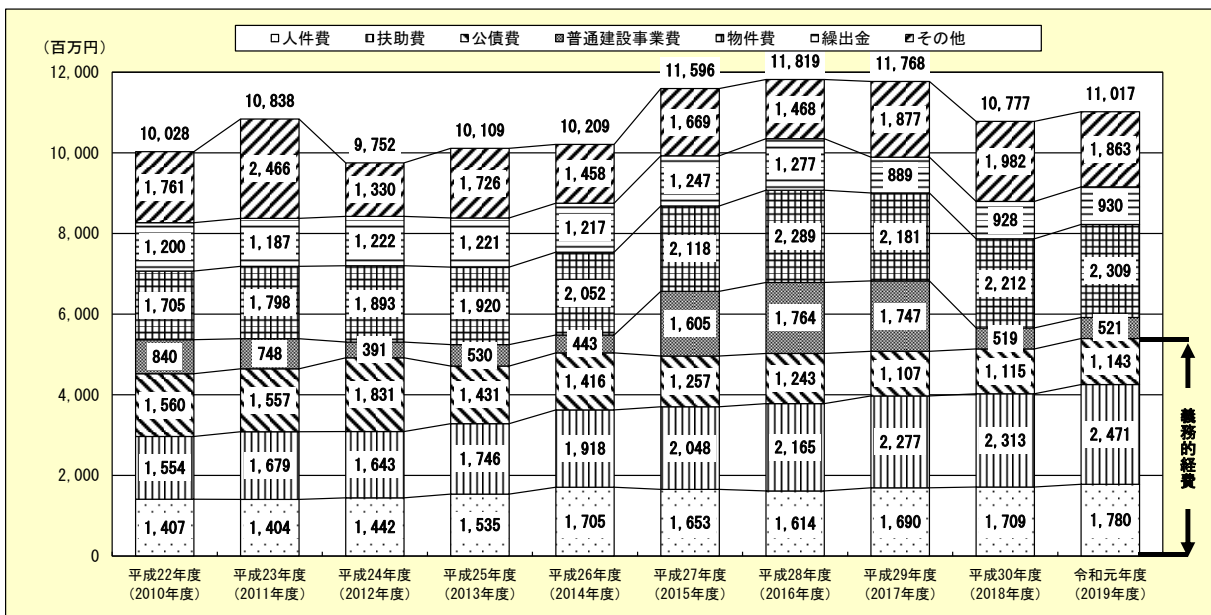
図表 歳入決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



一方、平成 22 (2010) 年度以降、普通会計による歳出総額は、平成 28 (2016) 年度の 118 億 1,900 万円をピークに減少傾向に転じており、令和元 (2019) 年度では 110 億 1,700 万円、ピーク時に比べて 6.8% (8 億 200 万円) 減少しています。

歳出のうち、支出が義務づけられ任意に節約できない経費で、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費は概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元 (2019) 年度では 24 億 7,100 万円、平成 22 (2010) 年度の 15 億 5,400 万円と比べて約 1.6 倍 (9 億 1,700 万円増) に大きく増加しています。

図表 歳出決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



＜自治基本条例の制定＞

「広陵町自治基本条例（広陵町みんなのまちづくり条例）」は、まちづくり¹⁴の主体である町民¹⁵、町議会、町長等¹⁶がお互いの役割を認識しながら連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールであり、以下に示す4つの基本理念と6つの基本原則のもと、持続可能な地域社会の創造に向け、それぞれの主体の役割や責務、さらには参画¹⁷と協働¹⁸のあり方を明らかにし、本町の基本規範として位置づけられるものです。

本条例の制定に当たっては、町内関係団体からの推薦者、公募による委員、学識経験者の計16名の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会において、令和元（2019）年6月から約2年間にわたり議論が重ねられ、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえ、同審議会から令和3（2021）年2月18日に町長へ答申が行われ、6月1日に施行されました。また、この条例の第25条に総合計画に関する条文があり、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとする規定しています。

＜広陵町自治基本条例が掲げる基本理念及び基本原則（概要）＞

出典：広陵町自治基本条例逐条解説書

基本理念	基本原則
(1) 基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、全ての人々が安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。	(1) 参画と協働の原則
(2) 町民、町議会、行政が連携・協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくること。	(2) 補完性の原則
(3) 歴史及び自然の環境と共生し、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。	(3) 情報共有の原則
(4) 町内外の交流や人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。	(4) 健全な行政経営の原則
	(5) 環境保全の原則
	(6) 多様性尊重の原則

¹⁴ 時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組みをいう。（出典：広陵町自治基本条例逐条解説書、以下同様）

¹⁵ 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。

¹⁶ 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

¹⁷ 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的関わることをいう。

¹⁸ 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。

3 将来人口の推計結果

本町が統計的な手法を用いて独自推計した将来人口について、令和4（2022）年以降の推移をみると、今後、総人口は令和12（2030）年頃から本格的な減少局面に移行すると予測されています。

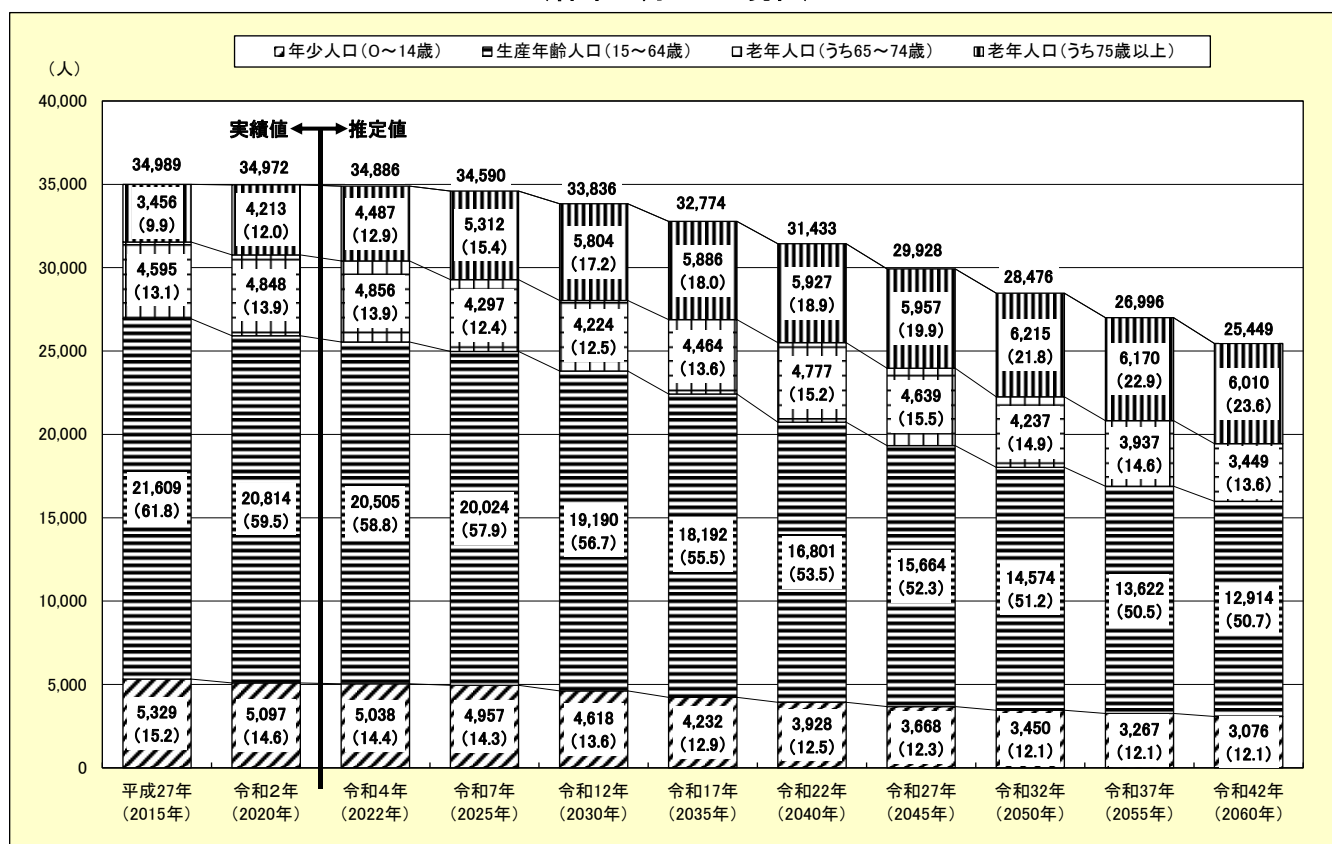
人口の減少幅は、令和7（2025）年～令和12（2030）年の754人（2.2%）減に対し、令和17（2035）年～令和22（2040）年の1,341人（4.1%）減と、年を経るごとに拡大し、総人口は令和27（2045）年頃には3万人台を割り込むと予測されています。

年齢階層別にみると、令和7（2025）年以降、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、一貫して減り続けると予測されており、特に年少人口は、令和7（2025）年頃に実数及び総人口に占める割合（構成比）が75歳以上人口を下回ると予測されています。

一方、老年人口（65歳以上）のうち、75歳以上人口は概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年頃には総人口に占める割合が19.9%に上昇し、約5人に1人を占めると予測されています。

このように人口構造は、令和7（2025）年頃から大きく変化していくと予測されており、この変化によって、医療・介護等の社会保障経費の増大や働き手の減少による地域経済社会の活力の低下をはじめ、多方面にわたって本町がかつて経験したことのないような深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図表 将来推計人口（実数・構成比）の推移
（各年8月31日現在）



<独自推計の解説>

本項では、令和2（2020）年8月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により推計を行っています。「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

① 1歳以上の各年齢別人口の推計

1歳以上の年齢における男女別・各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率（平成27（2015）～令和2（2020）年の平均値を採用）」を乗じることによって推計しており、本項での算出式は以下のとおりです。

- a) 基準人口=令和2年8月31日時点の女子0歳人口
- b) コーホート変化率= $\{ (\text{平成28年8月31日時点の女子1歳人口} \div \text{平成27年8月31日時点の女子0歳人口}) + (\text{平成29年8月31日時点の女子1歳人口} \div \text{平成28年8月31日時点の女子0歳人口}) + (\text{平成30年8月31日時点の女子1歳人口} \div \text{平成29年8月31日時点の女子0歳人口}) + (\text{令和元年8月31日時点の女子1歳人口} \div \text{平成30年8月31日時点の女子0歳人口}) + (\text{令和2年8月31日時点の女子1歳人口} \div \text{令和元年8月31日時点の女子0歳人口}) \} \div 5$
【※平成27→28年、28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元→2年の5区間における各変化率の平均値】
- c) 令和3年8月31日時点の女子1歳人口 = $a \times b$

② 0歳人口の推計

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率法」では推計することができないことから、0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性と婦人子ども比に基づき以下の算出式で推計しています。

- a) 母親となり得る女性人口=令和3年8月31日時点の15～49歳の女性人口
- b) 婦人子ども比=母親となり得る年齢層（15～49歳）に対する0歳の子ども（男児・女児）の割合
【※平成27→28年、28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元→2年の5区間における平均値】
- c) 令和3年8月31日時点の0歳人口 = $a \times b$
- d) 男女児性比 = $\text{男性出生児数} \div \text{女性出生児数}$ 【※5区間における平均値】
- e) 令和3年8月31日時点の女児の0歳人口 = $c \div (1 + d)$
- d) 令和3年8月31日時点の男児の0歳人口 = $c - e$

4 まちづくりに関する住民の意見

第5次総合計画の策定に当たっては、住民に対するアンケート調査を実施し、本町のまちづくり全般について住民の意見を把握しました。主な設問の回答結果等は、以下の通りです。

(1) 調査の実施方法・期間

①調査の対象者

住民基本台帳から無作為抽出した、広陵町在住の満18歳以上の男女2,000人

②調査の実施方法

アンケート調査票の配布・回収ともに郵送

③調査の実施期間

令和2(2020)年8月27日～9月19日

④回収状況

配布数2,000票、有効回収数1,115件、有効回収率55.8%

(2) 設問の構成

【問1～11】回答者の属性等

【問12～14】まちへの愛着度と定住意向

【問15～41】本町がこれまで取り組んできた施策に対する満足度及び不満な理由、今後の重要度・注力度

【その他】まちづくり全般に対する自由意見

(3) 主な設問の回答結果

①まちへの愛着度

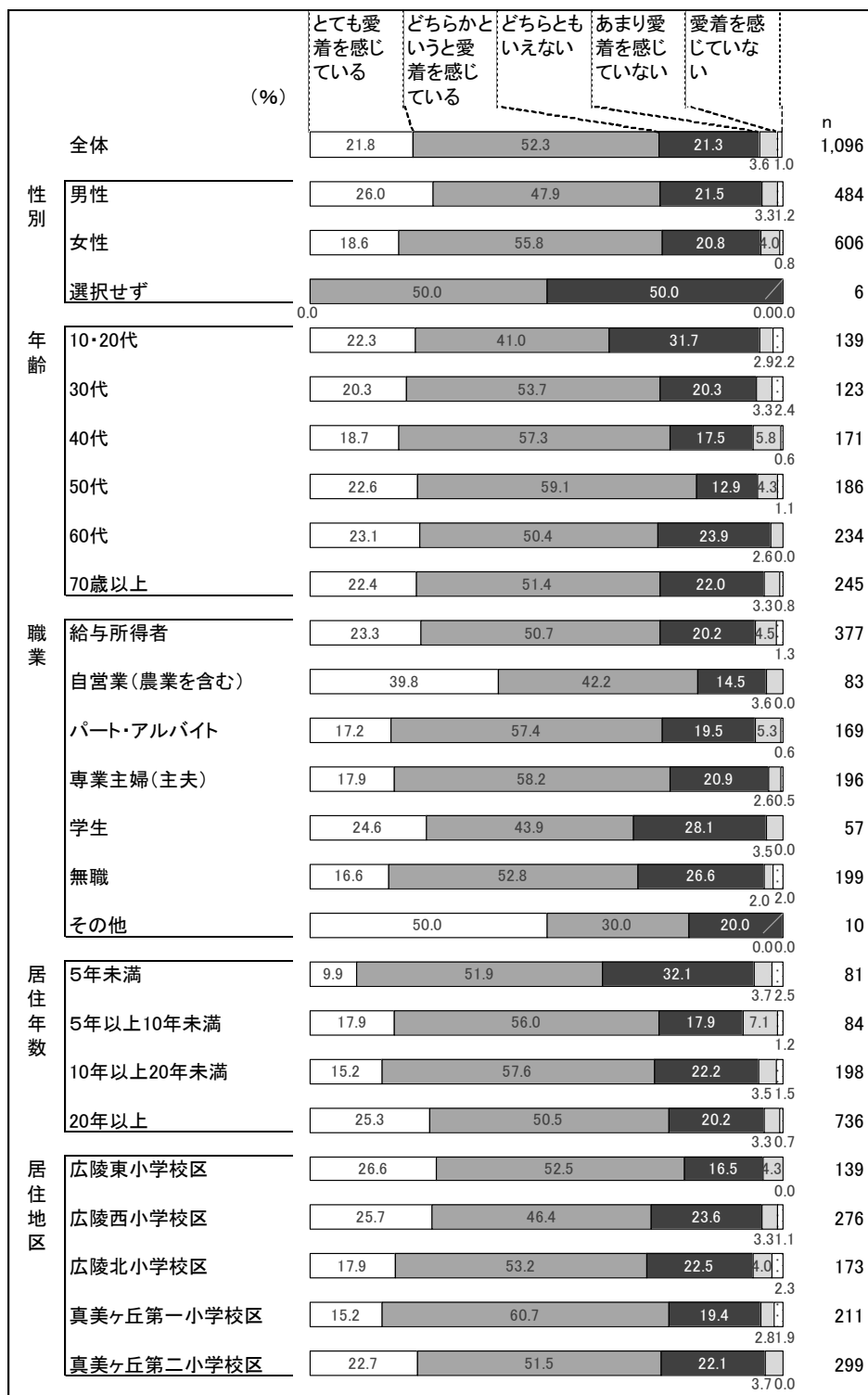
住民のまちに対する愛着度について、全体では「愛着を感じている（「とても愛着を感じている(21.8%)」+「どちらかというとな愛着を感じている(52.3%)」が74.1%で、「愛着を感じていない（「あまり愛着を感じていない(3.6%)」+「愛着を感じていない(1.0%)」の4.6%を大きく上回っています。

年代別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「10・20代(63.3%)」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「50代」が81.7%で最も高く、次いで「40代」の76.0%となっています。

居住年数別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「5年未満(61.8%)」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「20年以上」が75.8%で最も高く、次いで「5年以上10年未満」の73.9%となっています。

居住地区別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、いずれも70%以上となっており、その中では「広陵東小学校区」が79.1%で最も高く、次いで「真美ヶ丘第一小学校区」の75.9%となっています。

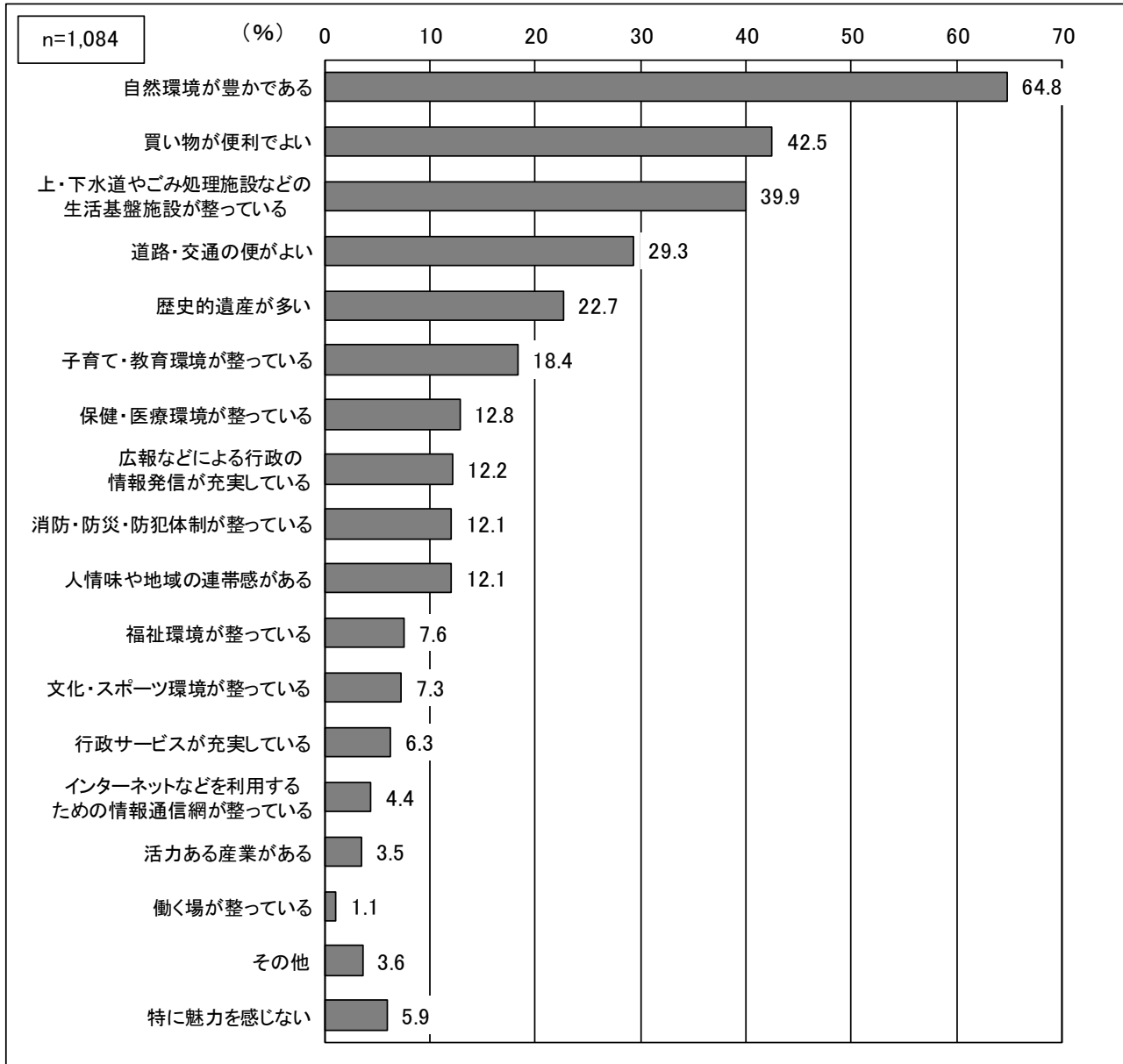
図表 まちへの愛着度



②まちの魅力

「自然環境が豊かである」が 64.8%で突出しており、以下、「買い物が便利でよい」の 42.5%、「上・下水道やごみ処理施設などの生活基盤施設が整っている」の 39.9%の順となっています。

図表 まちの魅力



③現在の満足度と今後の重要度の2軸分析

今回のアンケート調査では、第4次広陵町総合計画後期基本計画に掲げられた27施策を対象に、満足度・重要度の各々の段階に一定の重み（得点）を設定した上、その重みを考慮した平均値（加重平均値）を算出することで、満足度と重要度の水準を相対的に可視化しています。

具体的には、現在の満足度・今後の重要度の選択肢に3点、2点、1点、0点（現在の満足度）、-1点、-2、-3点という得点を設定します。例えば、今後の重要度の選択肢に回答した人数が w_1 、 w_2 、 w_3 、 w_4 、 w_5 であった場合、加重平均値は以下の式で算出できます。

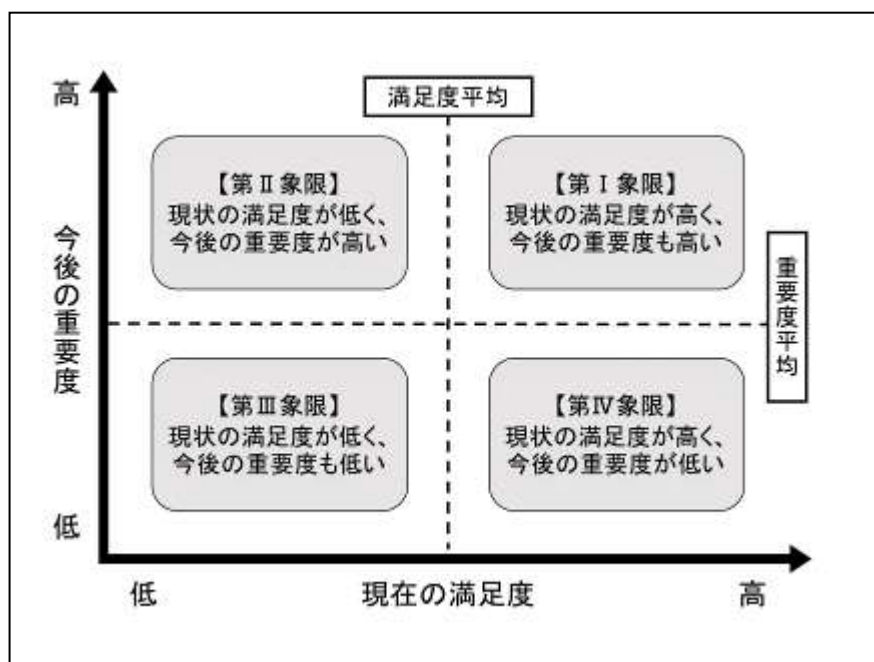
$$\text{加重平均値} = \frac{3 \times w_1 + 2 \times w_2 + 1 \times w_3 + (-1) \times w_4 + (-2) \times w_5 + (-3) \times w_6}{w_1 + w_2 + w_3 + w_4 + w_5 + w_6}$$

図表 現在の満足度・今後の重要度に対する加重平均の得点

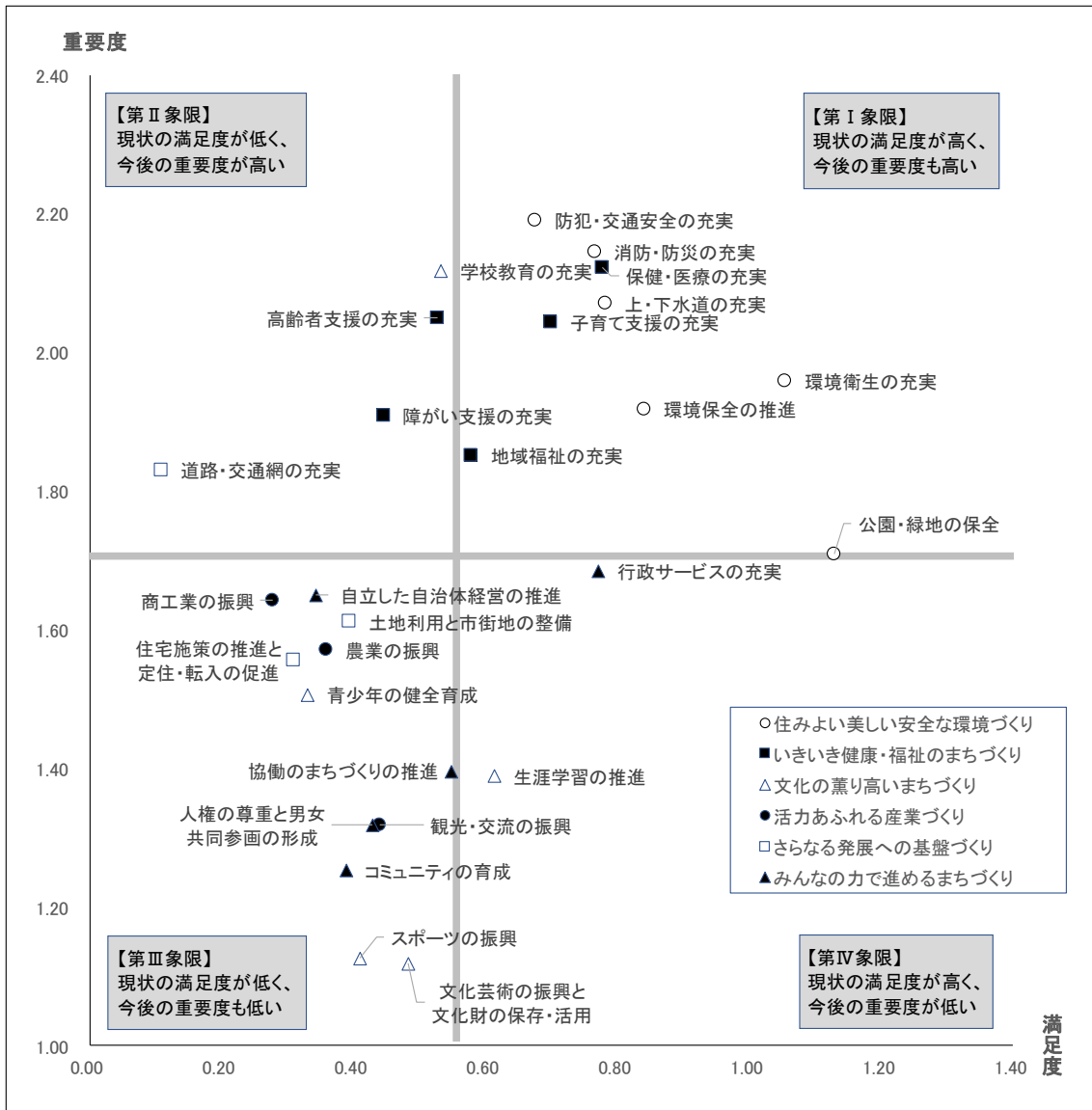
現在の満足度		今後の重要度	
回答の選択肢	加重平均の得点	回答の選択肢	加重平均の得点
非常に満足	3点	非常に重要	3点
満足	2点	重要である	2点
やや満足	1点	少し重要	1点
わからない	0点	あまり重要ではない	-1点
やや不満	-1点	重要ではない	-2点
不満	-2点	全く重要ではない	-3点
非常に不満	-3点		

今回のアンケート調査では、横軸に「現在の満足度」の加重平均値、縦軸に「今後の重要度」の加重平均値を配置した2軸分析によって、本町の施策に対する住民の意識を相対的に可視化しています

図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のイメージ



図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のまとめ



【第Ⅱ象限】満足度低・重要度高	【第Ⅰ象限】満足度高・重要度高
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援の充実 障がい支援の充実 学校教育の充実 道路・交通網の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の推進 環境衛生の充実 上・下水道の充実 公園・緑地の保全 消防・防災の充実 防犯・交通安全の充実 保健・医療の充実 子育て支援の充実 地域福祉の充実
【第Ⅲ象限】満足度低・重要度低	【第Ⅳ象限】満足度高・重要度低
<ul style="list-style-type: none"> スポーツの振興 文化芸術の振興と文化財の保存・活用 青少年の健全育成 農業の振興 商工業の振興 観光・交流の振興 土地利用と市街地の整備 住宅施策の推進と定住・転入の促進 人権の尊重と男女共同参画の形成 コミュニティの育成 協働のまちづくりの推進 自立的自治体経営の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の推進 行政サービスの充実

<第Ⅰ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度も高い施策>

「消防・防災の充実」や「防犯・交通安全の充実」といった安全・安心に関する施策のほか、「保健・医療の充実」、「子育て支援の充実」などが分布しています。

不満の理由について、「消防・防災の充実」では「避難所の運営体制が不安」、「防犯・交通安全の充実」では「防犯カメラの設置など犯罪防止のための取組みが不十分」が最も多く回答されています。

「保健・医療の充実」では「休日・夜間の医療体制が不十分」、「子育て支援の充実」では「子育て支援施設が数や規模が不十分」が最も多く回答されています。

<第Ⅱ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策>

「高齢者支援の充実」、「障がい支援の充実」、「学校教育の充実」、「道路・交通網の充実」が分布しています。

不満の理由について、「高齢者支援の充実」では「介護サービスに関する情報提供が不十分」、「障がい支援の充実」では「障がいのある方が自立した生活を送るための支援体制が不十分」が最も多く回答されています。

「学校教育の充実」では「学力向上のための取組みが不十分」、「道路・交通網の充実」では「「広陵元気号」が利用しにくい」が最も多く回答されています。

<第Ⅲ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度も低い施策>

「農業の振興」や「商工業の振興」、「観光・交流の振興」といった地域経済に関する施策や、「スポーツの振興」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」などが分布しています。

不満の理由について、「農業の振興」では「担い手育成への支援が不十分」、「商工業の振興」では「入ってみたいくなるような店舗が少ない」、「観光・交流の振興」では「魅力ある祭り・イベントが少ない」が最も多く回答されています。

「スポーツの振興」では「設備が不十分」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」では「参加したい文化芸術活動や鑑賞の機会が少ない」が最も多く回答されています。

<第Ⅳ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度が低い施策>

「生涯学習の推進」、「行政サービスの充実」が分布しています。

不満の理由について、「生涯学習の推進」では「参加したい講座・教室がないなど学習機会の場が少ない」、「行政サービスの充実」では「必要な手続きを取り扱う窓口がわかりにくい」が最も多く回答されています。

【第Ⅱ象限】満足度低・重要度高 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者支援の充実・ 障がい支援の充実・ 学校教育の充実・ 道路・交通網の充実	【第Ⅰ象限】満足度高・重要度高 <ul style="list-style-type: none">・ 環境保全の推進・ 環境衛生の充実・ 上・下水道の充実・ 公園・緑地の保全・ 消防・防災の充実・ 防犯・交通安全の充実・ 保健・医療の充実・ 子育て支援の充実・ 地域福祉の充実
【第Ⅲ象限】満足度低・重要度低 <ul style="list-style-type: none">・ スポーツの振興・ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・ 青少年の健全育成・ 農業の振興・ 商工業の振興・ 観光・交流の振興・ 土地利用と市街地の整備・ 住宅施策の推進と定住・転入の促進・ 人権の尊重と男女共同参画の形成・ コミュニティの育成・ 協働のまちづくりの推進・ 自立した自治体経営の推進	【第Ⅳ象限】満足度高・重要度低 <ul style="list-style-type: none">・ 生涯学習の推進・ 行政サービスの充実

5 今後のまちづくりにおける主要課題

本町を取り巻く今後の社会経済動向や町独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・超高齢社会の進行によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた広陵町の確立に向け、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

【主要課題1】ゆとりと潤いに満ちた良好な居住環境の保全・創出

誰もが広陵らしいゆとりと潤いに満ちあふれた生活の豊かさを実感できるよう、多くの住民から高い評価を得ている豊かな自然環境を大切に守り活かすとともに、地球温暖化対策や限りある資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の少ないまちづくりなどを積極的に推進する必要があります。

【主要課題2】将来にわたって住み続けられる価値の高いまちづくり

将来にわたって適度な人口密度が保たれた良質な居住環境の維持・向上を図るため、各地区の特性に応じた適正な土地利用の誘導、上・下水道や道路など既存のインフラ施設の計画的な更新、地域公共交通の利便性の向上など、住民の日常生活を支える各種基盤施設の整備を総合的に推進する必要があります。

【主要課題3】次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の充実

より多くの人たちが次世代のまちづくりを担う子どもたちを安心して産み育て、本町で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもたちが将来に向かって心身ともに健康でたくましく成長を遂げることができるよう、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、学校教育の質向上を図る必要があります。

【主要課題4】誰もがいつまでも安全・安心で自分らしく暮らせる環境の充実

乳幼児から高齢者に至るまで、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から防災・防犯対策を推進するとともに、住民の自発的な健康づくりに対する支援や保健・医療及び各種福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

【主要課題5】誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる環境の充実

誰もが生涯にわたって人とつながり、生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実を図るとともに、住民がお互いの人権を尊重し、支え合い・助け合える地域づくりを推進する必要があります。

【主要課題6】より多くの人・モノ・お金を引き込める求心力の向上

町内外からより多くの人・モノ・お金を町内へと引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、雇用の場としても財源確保の機会としても重要な地域産業の振興に努めるとともに、ターゲットを明確に絞り込んだ高い実効力を伴ったプロモーション戦略を積極的に展開する必要があります。

【主要課題7】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

住民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、より幅広い分野において地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源を従来にも増して無駄なく最適に配分するための仕組みの強化を図る必要があります。

第3章 基本構想

1 まちの将来像

本町は、これまで住民からも高い評価を得ている豊かな自然環境や貴重な歴史的文化的遺産と共生したゆとりと潤いに満ちた居住環境、大阪市に近接する恵まれた交通立地条件等を活かし、町全体が活気に満ちあふれ、町内外の多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちの実現を目的とした施策を多面的かつ積極的に推進し、今日に至っています。

一方、近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会へと移行が進む中、本町でも高齢化の進展等を背景とした死亡者数の増加によって、自然減（死亡者数－出生者数）が拡大傾向で推移するとともに、これまで町全体の堅調な人口増を支えてきた真美ヶ丘地域において人口が減少傾向に転じるなど、近い将来、人口が長期にわたる減少局面へと移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測されています。

言うまでもなく、人口は地域の経済社会に活力を生み出す源泉です。今後、本町でも不可避と考えられる人口減少・超高齢社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力がみなぎるまちとして、将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、近い将来、予測されている人口が本格的な減少局面に転じる時期を出来得る限り先送りし、たとえ減少に転じた場合であっても、そのスピードを出来得る限り緩和することが極めて重要な政策課題となっています。

このような課題認識のもと、第5次総合計画では、広陵に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限まで引き出すとともに、ゆとりと潤いのあふれる良質な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を成し遂げることができるよう、町全体として実現を目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

be Happy

～未来につながるまち 広陵～

2 まちづくりの基本理念

第5次総合計画では、まちづくりの主体である町民、町議会、町長等が連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールとなる広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を、「まちの将来像」の実現に向けてすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）として掲げることとします。

まちづくりの基本理念

- (1) 町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切に、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことができるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切に、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

<それぞれの基本理念の趣旨>

- (1) 個性や多様性を認め合い、年齢や性別個性や多様性を認め合い、年齢や性別、障がいのあるなしなどの属性に関わりなく、安全かつ安心して暮らせることは人権そのものであり、まちづくりの基本です。自治基本条例の最大の目標として、一人ひとりの人権が守られることで社会が形成されることだと考え、基本理念の筆頭に置いています。
- (2) 広陵町を構成する主体である町民、町議会、町長等が、役割と責務を自覚しつつ、それらが連携し、協働してまちづくりに取り組む必要があります。その結果、多くの町民の参加のもとで、公正で開かれた町民主体の町政を行うことを表現しています。
- (3) 広陵町に古くから引き継がれてきた歴史、文化、自然をはじめとした環境を誇りに思い、そして、それらを次世代に引き継いでいくことを表現しています。
- (4) 町民同士の交流を深め、普段から助け合い、支え合うまちをつくと同時に、外からの人を気持ちよく受け入れる姿勢を持つ、ということです。

3 まちづくりの基本目標

「まちの将来像」の実現に向けて、本町のまちづくりの骨格をなす主たる行政分野ごとに、今後どのようなまちづくりを目指すのかを「まちづくりの基本目標（政策）」として、次のとおり掲げます。

【目標 1】自然と人が調和したまち

＜公園・緑地＞

町外からの来訪者を含めた多くの人たちが気軽に緑や水辺にふれあうことで、豊かな心の醸成にも結びつくよう、県の景観保全地区¹⁹にも指定されている馬見丘陵をはじめとする、本町を象徴する良好な自然環境の保全・活用に努めるとともに、町全体での緑の充実と質の向上、地域住民の暮らしに身近な公園・緑地の適切な維持管理を推進します。

＜環境保全＞

住民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保全するため、道路・河川等の公共空間におけるごみの不法投棄及び公害の防止対策を推進します。また、脱炭素社会や地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型のエネルギー社会の実現に向けて、行政が先導役を果たしながら、住民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協働に根ざした取組みを推進します。

＜環境衛生＞

将来にわたってごみを安定的に処理することができるよう、ごみ処理の広域化を計画的に推進するとともに、持続可能な循環型社会²⁰の形成に向け、地域ぐるみによるごみの減量・再資源化の取組みを推進します。また、墓地の承継や無縁化などの問題に対応しながら、町営墓地・斎場の適正な管理運営に取り組みます。

【目標 2】生活基盤が充実したまち

＜市街地整備・土地利用・景観＞

将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能の安定的な確保にも結びつくよう、人口密度が適度に維持された持続可能でコンパクトな市街地の形成、市街化区域における空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地の解消に取り組みます。また、馬見丘陵の緑豊かな景観や由緒ある神社仏閣など、町固有の自然的及び歴史的な景観資源を適切に保全します。

＜住宅＞

既存の町営住宅については、広陵町町営住宅長寿命化計画の土地利用の基本的な考え方のもと、住宅環境を整えます。また、空き家に関しては、民間事業者との連携も図りながら住宅環境を整えます。

¹⁹ 森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。

²⁰ 廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

＜上・下水道＞

将来にわたって良質な水道水の安定供給と下水道機能の維持を図るため、今後の人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した水道管や下水道施設の更新を計画的に推進するとともに、水道事業及び下水道事業の経営の健全化を図ります。

＜道路・公共交通＞

機能的な都市活動を確保するための重要な基盤施設として、都市計画道路の整備を計画的に推進します。地域住民にとって身近な生活道路である町道は、各地区の特性に応じた道路空間の整備や既存路線の老朽化対策を推進します。また、より多くの住民にとって利用しやすい移動手段として、民間バス路線や広陵元気号の利便性の向上及び利用の促進に取り組みます。

【目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

＜子育て支援＞

多様化する子育て支援ニーズや母子保健ニーズに対応し、親たちが地域の中でより安心して出産や子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。また、障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子ども、貧困の状況にある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもたちに対するきめ細かな支援に取り組みます。

＜青少年育成＞

世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかな成長を遂げられるよう、地域全体で子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

＜学校教育＞

児童・生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、たくましく未来を切り拓いていけるよう、ハード・ソフトの両面から、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身からなる「生きる力」を育むための教育活動の充実を図ります。また、安全で快適な教育環境の維持・確保を図るため、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、既存の学校施設の改修・修繕や設備機器の更新を推進します。

【目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

＜消防・防災＞

いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に食い止められるよう、住民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」「共助」に根ざした地域防災活動の充実を図るとともに、「公助」として迅速・的確な災害応急対策活動を実践するための体制の強化や、上・下水道の耐震化及び治水・排水体制の充実等による災害に強い都市基盤づくりを推進します。

＜防犯・消費者対策・交通安全＞

- ・特殊詐欺²¹をはじめとする地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するため、住民一人ひとりの常日頃からの防犯意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や巡回パトロールなどを通じ、地域ぐるみによる防犯体制を強化します。
- ・消費者トラブルを未然に防止し、住民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進するとともに、カーブミラーや道路標識等の交通安全施設の新設・補修など、ハード面の安全対策の充実を図ります。

＜保健・医療＞

「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が常日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、住民の自主的・自発的な健康づくり活動を支援するとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査や保健指導の充実を図ります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、関係機関との連携のもと、感染症の感染拡大を防止するための対策に取り組めます。

子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが安心して必要な時に必要な医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための地域医療体制の充実を図ります。

＜高齢者支援＞

高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等に係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

＜障がい者支援＞

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かな福祉サービスの提供や社会参加の機会の拡大を図ります。また、乳幼児期から就学時まで、障がいをもつ子どもがその発達段階に応じた保育・教育を安定的かつ継続的に受けられる体制づくりを推進します。

＜地域福祉＞

ひきこもりの高齢化や孤立している人の増加など、今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い（共助）の領域の拡大や取組みの強化を図ります。また、今後の高齢化の進展に対応し、住民の安全で快適な生活空間の確保に資するよう、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

²¹ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺のこと。

＜社会保障＞

生活保護制度を適正に運用するとともに、生活保護の受給までには至っていないものの、経済的に困窮している方の個々の状況に応じた自立支援を推進します。

【目標5】地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち

＜生涯学習＞

これまで生涯学習活動への参加が少ない層を含め、住民がそのライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学びの機会及び情報の提供を推進します。また、住民が安全で快適な環境のもとで生涯学習に取り組めるよう、既存の学習施設の改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進します。

＜地域コミュニティ＞

より良い地域社会の実現に向け、一人でも多くの住民が主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、自治会など地域で活動するコミュニティ団体に対する支援の充実や、既存のコミュニティ施設の機能の維持・向上を図ります。

＜スポーツ＞

住民の健康増進や健康寿命の延伸にも結びつくよう、より多くの住民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進するとともに、既存のスポーツ施設の計画的な改修・修繕や設備機器の更新、より効率的で効果的な維持管理・運営に取り組みます。

＜文化芸術・歴史＞

- ・住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、地域住民が主体となった文化芸術活動の推進を担う文化芸術団体の育成や指導者の確保に取り組むとともに、世代を超えて誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、発表できる機会の充実を図ります。
- ・住民のまちに対する歴史や伝統文化への理解を深め、“ふるさと広陵”に対する強い誇りと愛着の醸成にも結びつくよう、先人たちから大切に受け継がれてきた有形無形の歴史的文化的遺産の保全・活用を推進します。

＜人権・非核平和・男女共同参画・多文化共生＞

- ・住民一人ひとりがお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心を持って暮らし続けることができるよう、様々な機会を活用しながら、住民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進するとともに、様々な人権問題に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ・次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶことができる機会を提供します。
- ・すべての人々が性別によらず、家庭や職場、地域社会等のあらゆる場面において、その個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進に取り組みます。

- ・国籍や文化の違いを超え、住民同士がお互いの国の文化や習慣を理解し合えるよう、国際理解・交流に関する情報提供や住民相互の交流の機会を確保します。また、外国人住民への多言語による行政情報の提供や、生活上の問題等への相談に対応するための支援体制の整備に取り組みます。

【目標6】地域が活性化するまち

＜農業＞

食料その他の農産物の供給、住民が身近に自然とふれあえる機会の提供、ゆとりと潤いのある緑地空間の創出など、農業・農地の有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、農業生産基盤の充実や意欲ある担い手の育成・確保、地場産農産物の生産及び消費の拡大など、足腰の強い産地づくりを推進します。

＜地域経済＞

既存の中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めながら、既存企業の技術の高度化や経営基盤の強化・安定化、地場産業の振興及び新たな産業の育成に向けた取組みに対する支援の充実を図ります。併せて、町外から本町に適した優良企業の誘致に取り組むとともに、町内で新たに起業・創業しやすい環境づくりを推進します。

＜観光・交流＞

本町ならではの優れた地域資源の発掘・活用による観光振興を推進するとともに、その魅力や特長を町内外に向けて効果的に情報発信します。また、町外の人たちとの交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合うとともに、町外からより多くの人や消費を町内へと引き込み、地域経済の活性化に結びつけます。

4 自治体経営の基本方針

限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するための基本的な取組方針を以下のとおり定めます。

(1) 不断の行財政改革の推進

町全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源のより一層効果的・効率的な活用を徹底するとともに、不断の取組みとして行財政改革を推進し、次世代に負担を先送りしない、より強靱な自治体経営基盤の確立を図ります。

(2) 質の高い行政サービスの効率的・効果的な提供

社会経済環境の変化に的確に対応しながら、より質の高い行政サービスを安定的に供給するため、様々な行政分野において前例にとらわれることなく、最先端のICTを活用した行政手続きのデジタル化や他自治体・大学などまちづくりに関わる多様な主体との連携・協力を根ざした取組を積極的に推進します。

(3) 健全な財政運営の推進

将来にわたって健全な財政運営を推進するため、税収入等の安定確保に努めるとともに、行財政改革の取組を毎年度の予算編成に反映させ、人件費や物件費など行政の内部管理経費を中心とする経常的な経費を適切に抑制し、財政構造の弾力性を確保します。

(4) 時代の変化に即応した組織体制及び人材の確保

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に対し、的確に対応できるよう、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。

第4章 基本計画

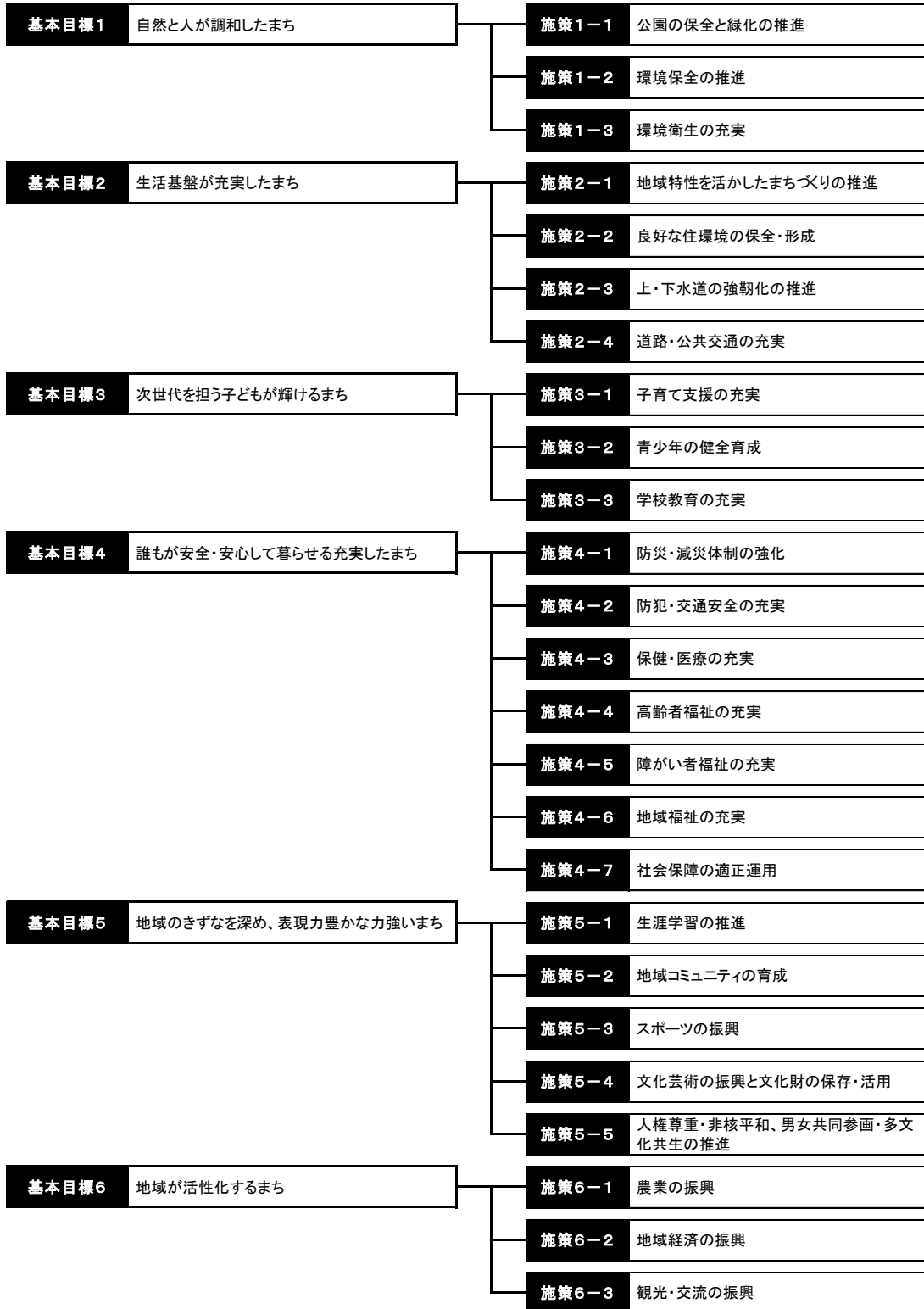
1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。

＜広陵町総合計画審議会部会で検討＞

2 施策の体系

前期基本計画では、「1 自然と人が調和したまち」から「6 地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた6つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置づけた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。



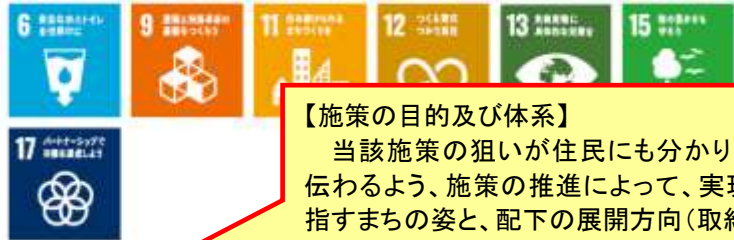
3 分野別計画

<ページの構成と見方>

施策1-1 公園の保全と緑化の推進

【SDGs】

令和12(2030)年までの国際目標であるSDGsの17の目標と施策の関係性を示しています。

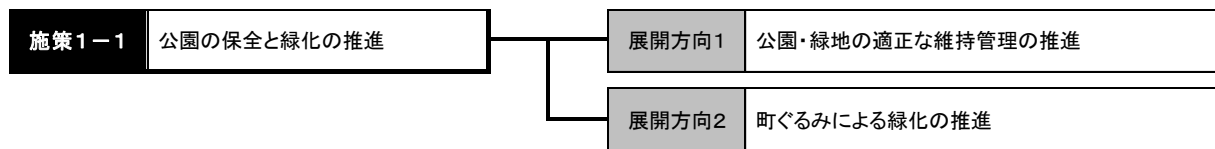


【施策の目的及び体系】

当該施策の狙いが住民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現を目指すまちの姿と、配下の展開方向(取組みの方向性)を示しています。

◆施策の目的(目指すまちの姿)及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、うるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



【まちの状態を表す指標】

計画策定後、「施策の目的(目指すまちの姿)」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町民一人あたりの公園面積(町管理の都市公園及び緑地)	m ²	都市整備課資料	16.2 m ² (令和3年8月31日現在)	↑
日常的に公園を利用する人	人	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

【現状と主要課題】

施策に係る社会動向、これまでの取組みや成果等を踏まえた現状と主要課題を示しています。

◆現状と主要課題

【公園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらす、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園は、平成31(2019)年3月31日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計28施設、57.16haが整備済みとなっており、人口1人当たりの面積は、近隣10市町の中では大きい方から2番目の高い水準にあります。

<省略>

◆施策の展開方向

【施策の展開方向】

施策の目的を実現するための骨格となる取組みの方向性を示しています。

【展開方向 1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

【目標】

施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

<目標>

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

【手段】

施策の目標を実現するための主要な手段(取組み)を示しています。

<手段>

○馬見丘陵や葛城川など本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

<省略>

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを客観的に測定するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。

「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公園・緑地の維持管理に起因する事故件数	件	町が所管する公園・緑地の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 (令和2年度)	→
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C: 全体的に劣化が進行している施設 ランク D: 全体的に劣化が顕著な施設	ランク C: 130 ランク D: 32 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	↓

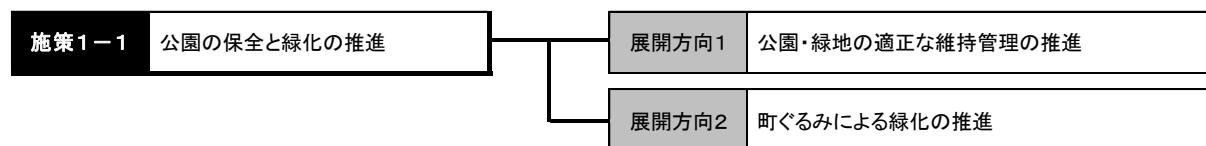
【基本目標 1】 自然と人が調和したまち

施策 1-1 公園の保全と緑化の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、うるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町民一人あたりの公園面積(町管理の都市公園及び緑地)	m ²	都市整備課資料	16.2 m ² (令和3年8月31日現在)	↑
日常的に公園を利用する人	人	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

◆現状と主要課題

【公園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園²²は、平成31(2019)年3月31日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計28施設、57.16haが整備済みとなっており、人口1人当たりの面積は、近隣10市町²³の中では大きい方から2番目の高い水準にあります。

²² 都市計画法第11条第2号に定める都市施設として、都市計画決定された公園のうち、供用済みであるもの。

²³ 本町以外の9市町は、大和高田市、橿原市、香芝市、葛城市、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、河合町。

- 町所管の都市計画公園は、真美ヶ丘地区の土地区画整理事業等に合わせ、同時期に整備されたものが多く、27施設のうち設置後30年以上経過している公園が24施設で全体の約9割を占めており、近年、遊具等の老朽化が一斉に進行しています。
- 今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存の公園では、老朽化がさらに進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

【緑地】

- 町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が多く残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されているほか、町内には葛城川をはじめとする多くの河川が流れ、地域住民の憩いの場として親しまれています。令和2（2020）年度に実施した住民アンケート調査の中でまちの魅力を質問したところ、「自然環境が豊かである」の回答率が64.8%で突出しています。
- まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や水辺環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

<目標>

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

<手段>

- 馬見丘陵や葛城川など本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。
- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公園・緑地の維持管理に起因する事故件数	件	町が所管する公園・緑地の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 (令和2年度)	→
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C: 全体的に劣化が進行している施設 ランク D: 全体的に劣化が顕著な施設	ランク C: 130 ランク D: 32 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	↓

【展開方向 2】町ぐるみによる緑化の推進

＜目標＞

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

＜手段＞

- 花いっぱい運動、生け垣用の苗木及び新築時の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

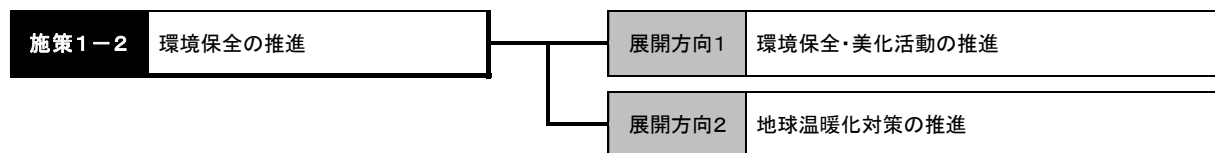
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
花いっぱい運動の補助実績件数	件	大字・自治会等が草花の種子、球根及び園芸資材等の購入した場合の補助金の交付件数	15 (令和2年度)	↑
緑化に関する活動団体数	団体	花いっぱい運動等、町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数	10 (令和2年度)	↑

施策 1-2 環境保全の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちを目指すとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会²⁴の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公害苦情件数	件	環境対策課資料	3 (令和2年度)	↓
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	環境対策課資料	9,410 (平成 29 年度)	↓

◆現状と主要課題

【環境保全・環境美化】

- これまで本町では、良好な生活環境の保全・形成を図るため、町ぐるみによる環境保全・美化活動の重要性などに対する住民の意識啓発や広報活動、クリーンキャンペーンに取り組んできましたが、依然として道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄が絶えない状況にあります。
- 地域住民がより快適で住みやすいまちをつくるためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組みを強化するとともに、住民が主体となった環境保全・美化活動を促進する必要があります。

²⁴ 地球温暖化の大きな原因とされている温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

【地球温暖化対策】

- 令和2（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに温室効果ガスの総排出量をゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言が出されました。
- 本町では、平成31（2019）年2月に改定した「広陵町地球温暖化対策実行計画」において、行政の事務・事業による温室効果ガス総排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で78.9%（8,279 t-CO₂/年）削減することを目標に掲げていますが、平成25（2013）から29（2017）年度までの4年間における削減量は10.4%（1,087t-CO₂/年）にとどまっています。
- 温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。
- 平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

◆施策の展開方向

【展開方向1】環境保全・美化活動の推進

<目標>

広陵らしいうるおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

<手段>

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町主催のクリーンキャンペーンへの参加者数	人	環境対策課資料	7.500 (令和元年度)	↑

【展開方向2】地球温暖化対策の推進

<目標>

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

<手段>

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。
- 住宅のZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）²⁵化や自動車のEV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けた取組みの導入検討及び実践を推進します。
- 国の動向と歩調を合わせて2050年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	環境対策課資料	9,410 (平成29年度)	↓

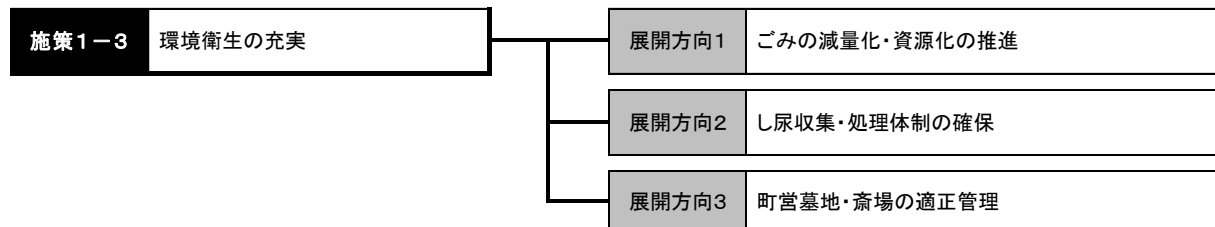
²⁵ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

施策 1-3 環境衛生の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会²⁶の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみの年間総排出量	t	クリーンセンター業務課資料	9,946 (令和2年度)	↓
し尿等要処理人口	人	環境対策課資料	浄化槽 1,476 汲み取り 850 (令和2年度)	↓

◆現状と主要課題

【ごみ処理】

- 近年、本町のごみ搬入量は平成 27（2015）年度の 10,094 t に対し、令和 2（2020）年度では 9,946 t、また、住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は平成 27（2015）年度の 790 g に対し、令和 2（2020）年度では 779 g といずれも概ね横ばい傾向で推移しています。
- 現在、ごみ処理及びリサイクルは、町東部に立地する「クリーンセンター広陵」において実施していますが、令和 4（2022）年度以降は地元及び周辺大字との協定により操業停止となり、令和 7（2025）年度からは本町を含めた県内 10 市町村で構成されたごみ処

²⁶ 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立した山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設において実施予定となっています。

- これまで本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換・定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce（発生・排出抑制）」、使えるものは繰り返して使う「Reuse（再利用）」、ごみを資源化して再び使う「Recycle（再生利用）」からなる「3R」の普及拡大に取り組んできました。
- 将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、今後は3Rにごみになる物は発生源から絶つ「Refuse（買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど）」を加えた「4R」の普及拡大に努め、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

【し尿・排水処理】

- 現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿・生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出しています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。
- 河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進するとともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【町営墓地・斎場】

- 近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方の増加傾向が続いている一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓地の需要は高まっていくと予想されることから、今後は墓地の継承や無縁化等の課題への対応を検討する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】ごみの減量化・資源化の推進

<目標>

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に4R運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

<手段>

- ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。
- 事業者に対し、排出事業者責任²⁷や拡大生産者責任²⁸の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組みを促進します。

²⁷ 廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の1つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。

○山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更²⁹が円滑に行われるよう、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるように努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
1人1日家庭系ごみ排出量	g	クリーンセンター業務課資料	644 (令和2年度)	↓
1日平均事業系ごみ排出量	t	クリーンセンター業務課資料	4.4 (令和2年度)	↓

【展開方向2】し尿収集・処理体制の確保

<目標>

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、子どもが安心して遊べる水辺環境をつくります。

<手段>

- チラシ等の配布やホームページの活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。
- 公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。
- 浄化槽の適正な維持管理の必要性について啓発を行い、定期的な保守点検・清掃の実施、法定点検の受検率の向上を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水洗化・生活雑排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100	94.4 (令和2年度)	↑

²⁸ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというもの。

²⁹ 新ごみ処理施設が稼働する令和7（2025）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するように変更する予定。
また、現在ペットボトル、カン、ビン等はステーション収集をしているが、高齢者のみの世帯も増加していることから個別収集に切り替えることも検討している。

【展開方向3】町営墓地・斎場の適正管理

<目標>

町営墓地の無縁化防止に努め、循環利用を促進します。

<手段>

- 無縁化が疑われる墓地の整理と、あらかじめ合葬墓へ改葬することや使用期限を設けるなどの無縁化防止策の導入を検討し、循環利用の促進を図ります。
- 住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における利用許可取消及び利用権消滅の対象となる墓地数	0 (令和2年度)	→

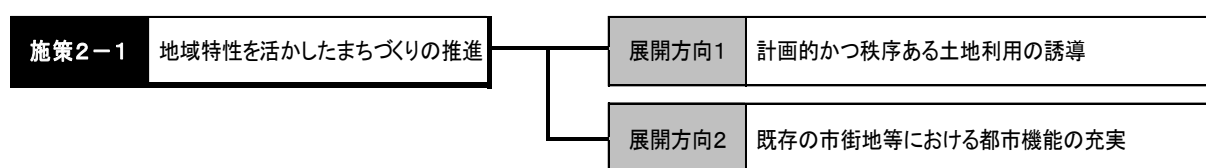
【基本目標2】生活基盤が充実したまち

施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

町内外から多くの人や物が行き交い、交流を深める地域として、活気とにぎわいあふれる市街地が形成されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
DID地区 ³⁰ の面積及び人口密度	km ² 人/km ²	国勢調査	3.40 6,221 (平成27年 10月1日 現在)	→

◆現状と主要課題

【土地利用・市街地】

- 令和2（2020）年3月31日現在、町域の約3割にあたる460haが既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約7割にあたる1,170haが市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。
- 本町は、都市計画法第34条第11号の規定³¹に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められています。平成27（2015）年度から令和2（2020）年度の木造・非木造家屋の新築棟数は約1,200棟、同期間内における市街化調整区域内の開発申請の区画数は約750区画あり、新たな住宅立地の約6割超が市街化調整区域内において行われています。

³⁰ 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

³¹ 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗等が立地可能となる区域。

- 一方、市街化区域のうち、旧来からの商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。
- 今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地では、低密度化による行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。
- 将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進する必要があります。

【景 観】

- 本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値をさらに高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

<目標>

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

<手段>

- 市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープラン³²の改定や立地適正化計画³³の策定に取り組みます。
- 市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく規定の見直しを検討します。
- 良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進するとともに、地区計画³⁴等を活用し、各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図ります。

³² 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

³³ 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている計画。

³⁴ 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制度を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和3年3月31日現在)	↓

【展開方向2】既存の市街地等における都市機能の充実

<目標>

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

<手段>

- 市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。
- 民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。
- 箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。
- 町北部の箸尾準工業地域において、町が主体となったインフラ整備等により、新規企業の立地環境を整えます。
- 竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

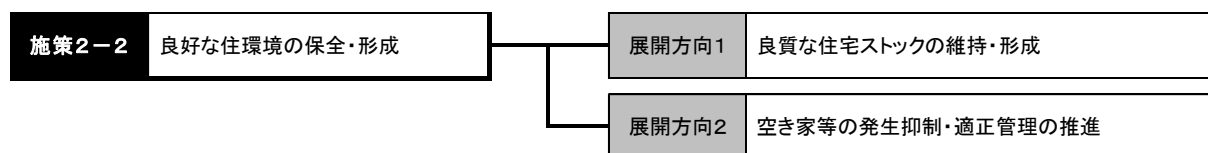
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
箸尾準工業地域の新規企業の立地件数	件	企画政策課資料	—	↑
真美ヶ丘地域の人口密度	人/ha	住民基本台帳人口	69.1 (令和2年3月31日現在)	→

施策 2-2 良好な住環境の保全・形成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民が町への愛着、シビックプライド³⁵を持ち、安心してより長く住みたいと思えるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	72.9 (令和2年度)	↑
町外からの転入者数	人	住民基本台帳人口	1,018 (令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

- 平成 30（2018）年 10 月 1 日現在、専用住宅（居住専用の住宅）の総数 1 万 1,200 戸のうち、所有関係別では持ち家が 9,800 戸（構成比 87.5%）で突出しています。また、建て方別では、一戸建が 9,680 戸で全体の 86.4%を占めています。
- 建築の時期別では、平成 3（1991）年から平成 12（2000）年が 2,430 戸（構成比 21.7%）で最も多く、次いで昭和 56（1981）年から平成 2（1990）年の 2,410 戸（21.5%）の順であり、みささぎ台ニュータウン（昭和 62（1987）年竣工）や真美ヶ丘団地（平成 2（1990）年 3 月竣工）の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見てとれます。
- 今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、さまざまな世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

³⁵ まちに対する住民の誇りを指す言葉。

- 近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空家が増加傾向³⁶にあります。これらの空家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。
- 本町が平成 28（2016）年度に実施した空家等³⁷実態把握調査によると、町内は「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」といった築年数が古い建物が多い小学校区エリアと、「真美ヶ丘第一小学校区」、「真美ヶ丘第二小学校区」といった比較的新しい建物が多い小学校区エリアに大別され、古い建物が多い小学校区エリアでは空家等の問題が顕在化しています。
- 今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空家等のさらなる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空家等の発生を抑制するための取組みを強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】良質な住宅ストック³⁸の維持・形成

<目標>

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

<手段>

- 民間の不動産業者との連携・協働のもと、さまざまな世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住替えなどの支援に取り組みます。
- 耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組みを促進します。
- 高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、町営住宅の長寿命化対策を計画的に推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.8 (令和3年3月31日現在)	↑

³⁶ 総務省の「平成 30 年住宅・土地統計調査」によると、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在、総住宅数に占める空家の割合（空き家率）は 13.6%であり、過去最高を記録している。

³⁷ 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

³⁸ 存在する既存住宅の数。

【展開方向2】空家等の発生抑制・適正管理の推進

<目標>

新たな空家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

<手段>

- 空家等の利活用に関する情報提供・相談体制や、空家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。
- 自治会、NPO、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空家等の見守り、管理体制の構築を推進します。
- 空家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実を図ります。
- 空家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
空き屋コンシェルジュへの相談件数	件	環境対策課資料	34 (令和2年度)	↑
危険度総合評価がランク A・B の空家等の数	件	ランク A:このまま放置するのは望ましくない施設 ランク B:できるだけ早く対応を行うべき施設	ランク A: 2 ランク B:11 (平成 28 年度)	↓

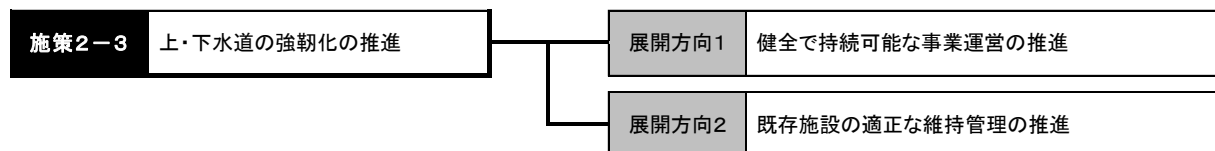
施策2-3 上・下水道の強靱化の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民・事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川・水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道施設のうち基幹管路の事故件数	件	上下水道施設課資料	2 (令和2年度)	↓
下水道の人口普及率	%	下水道利用人口÷総人口×100	98.5 (令和3年3月31日現在)	↑

◆現状と主要課題

【上水道】

- 本町の水道事業は、昭和32（1957）年4月1日に供用を開始し、その後、住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、既に整備率は100%に達しており、現在は主として真美ヶ丘配水場や大野配水池、総延長約241kmの配水管の維持管理を行っています。
- 水道事業は、地方公営企業法に定められた公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町水道事業経営比較分析表³⁹」によると、本町の水道事業は、経常収支比率⁴⁰、流動比率⁴¹ともに100%を超え、経営は健全といえますが、料金回収率⁴²が100%を下回っており、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われている状況にあります。

³⁹ 公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業等の比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として毎年度公表している。

⁴⁰ 「経常収益÷経常費用×100」であり、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の

- 今後、水道施設の老朽化の進展による配水管の更新費用の増大及び給水人口の減少等による水道収益の悪化が懸念されている中、奈良県は水道事業におけるさまざまな課題を抜本手的に解決するためには、個々の事業者が単独で対応するには限界があるという認識に立ち、令和7（2025）年度を目標に県域水道の一体化を目指すとしています。
- 将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和2（2020）年3月31日時点で法定耐用年数の40年を経過している延長が64.5km、全体の26.5%を占めている配水管について、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

【下水道】

- 本町の下水道事業は、昭和59（1984）年4月20日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和3（2021）年3月31日現在、下水道の人口普及率は98.5%に達しています。
- 下水道事業は、平成29（2017）年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は100%を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率⁴³が100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。
- 令和2（2020）年11月現在、下水道には法定耐用年数を経過した管渠は存在していないものの、今後は法定耐用年数を迎える管渠が増加すると見込まれることから、水道事業と同様に、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】健全で持続可能な事業運営の推進

<目標>

水道事業及び下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

<手段>

- 水道事業について、事務の効率化や経費の削減に向けた取組みを推進します。
- 令和7（2025）年度の県域水道一体化に向け、県や近隣市町村との広域化を前提とした既存施設の有効利用を図ります。
- 下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進するとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

⁴¹ 「流動資産÷流動負債×100」であり、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

⁴² 「供給単価÷給水原価×100」であり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価することが可能。

⁴³ 「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道料金の回収率	%	料金収益÷水道水供給費×100	60.8 (令和2年度)	↑
水道事業の経常収支比率	%	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賅っている割合	85.1 (令和2年度)	↑
下水道使用料の回収率	%	使用料収益÷汚水処理費×100	92.1 (令和2年度)	↑
下水道事業の経常収支比率	%	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賅っている割合	105.8 (令和2年度)	↑

【展開方向2】既存施設の適正な維持管理の推進

<目標>

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の水道及び下水道施設の適正な維持管理を推進します。

<手段>

○老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、配水管及び管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。

○老朽化した配水管・管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

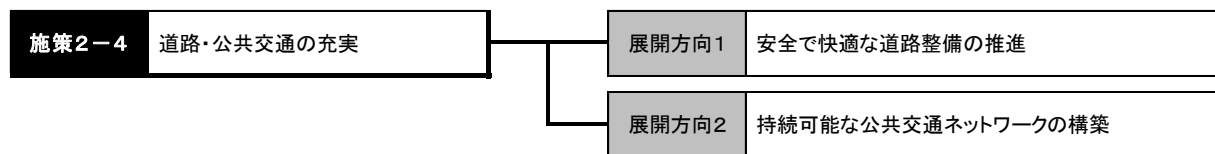
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道配水管の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた配水管延長÷町全体の配水管延長×100	26.4 (令和3年3月31日現在)	↓
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	11.3 (令和3年3月31日現在)	↑
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和3年3月31日現在)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	↑

施策2-4 道路・公共交通の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
歩行者の交通事故件数	件	安全安心課資料	7 (令和元年度)	↓
日常的に公共交通機関を利用する人の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度 以降に把握	↑
高齢者(65歳以上)の運転免許自主返納者支援事業申請者数(3年間の累計)	人	安全安心課資料	157 (平成30から 令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

【道 路】

- 令和2（2020）年3月31日、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長23.79km、このうち改良済み延長は14.67km、改良率は61.7%であり、改良率は本町を含めた比較対象10市町の中で高い方から2番目に位置しています。
- また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は6.85kmであり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は21.52km、整備率は90.5%であり、整備率は比較対象10市町の中で最も高くなっています。
- 住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和3年4月1日現在、総延長208kmのうち、42.3%にあたる88kmが幅員4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。

○まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、町道は限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

【公共交通】

○公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線箸尾駅、近隣市に近鉄高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。

○今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】安全で快適な道路整備の推進

<目標>

歩行者と自転車と自動車共存し、誰もがより安全で快適に移動できるまちづくりを推進します。

<手段>

○住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の1つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備を推進します。

○生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。

○老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。

○バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率	%	整備済み延長÷計画延長×100	90.5 (令和2年3月31日現在)	↑
町が管理する道路施設に起因する事故件数	件	道路管理の瑕疵による損害賠償の件数	0 (令和2年度)	→

【展開方向2】持続可能な公共交通ネットワークの構築

<目標>

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

<手段>

- 公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
- 全ての輸送手段を総動員し、さまざまな住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
- 交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
- 民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
広陵元気号の1日平均利用者数	人	運行事業者による実態調査	84人/日 (令和2年度)	↑
路線バスによる鉄道駅(五位堂駅、大和高田駅)までの平日の運行便数	本/日	奈良バスナビ WEB	188本/日 (平日) (令和3年6月)	→

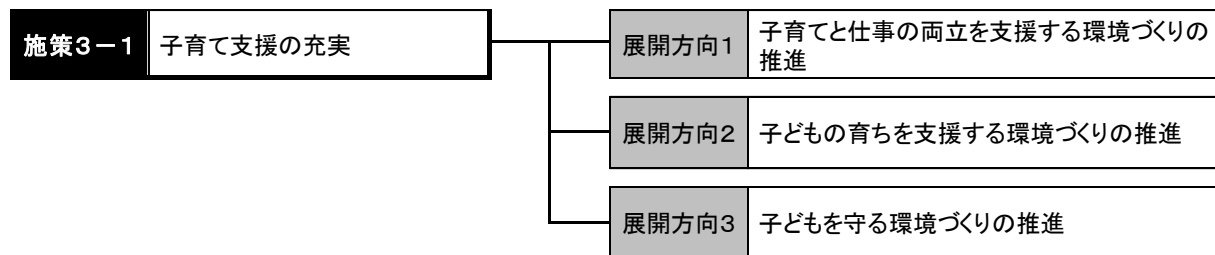
【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

施策3-1 子育て支援の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを生き育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	—	1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均	1.45 (平成25年から平成29年の5か年平均)	↑
2号認定子ども数	人	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	715 (令和3年8月1日現在)	↑
3号認定子ども数	人	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	286 (令和3年8月1日現在)	↑
虐待相談児童数	人	こども課資料	67 (令和3年8月1日現在)	↓

◆現状と主要課題

- 近年、本町の合計特殊出生率は、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年の 1.26（5 か年平均）に対し、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年の 1.45 に上昇し、後者は県内 39 市町村の中で高い方から 6 番目の上位に位置しています。
- 平成 27（2015）年以降、就学前児童人口は増減を繰り返しながら 1,900 人から 1,930 人前後で推移している一方、認可保育所への入所児童数は、平成 31（2019）年 1 月 31 日現在では 917 人に上り、平成 26（2014）年の 829 人と比べて 88 人増加しています。
- 令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、待機児童は発生していないものの、認可保育所の定員 817 人に対する実際の受入れ数は 877 人と、定員を超える弾力的な受入れを行っており、保護者が希望する保育施設に入所できない、年度途中の受入れが困難となっているなど、潜在的な待機児童の存在が否定できない状況にあります。また、保育士や幼稚園教諭及び放課後子ども育成教室⁴⁴指導員といった人材面の確保も大きな課題となっています。
- 令和 2（2020）年 3 月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画⁴⁵（計画期間：令和 2（2020）から 6（2024）年度）」に先立って小学校就学前の保護者及び小学生児童の保護者を対象に実施したアンケート調査によると、子育てに不安や負担を感じている方がどちらも約 6 割を占め、その理由として、小学校就学前の保護者では「仕事と家事・子育ての両立」が 54.5%で最も高くなっています。
- 本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後さらに多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】子育てと仕事の両立を支える環境づくりの推進

<目標>

保護者の働き方の多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

<手段>

- すべての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。
- 病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

⁴⁴ 昼間、保護者が労働等により、家庭にいないを問わず、町内小学校に在籍する小学校 1 年生から 6 年生の児童に対して安全、安心な活動拠点づくりと、学ぶ意欲がある児童に学習の機会を提供。

⁴⁵ 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施期間」などを記載した計画。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認可保育所の待機児童数	人	こども課資料	0 (令和3年4月1日現在)	→
病児・病後児保育の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和3年4月1日現在)	→
一時預かり事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	13 (令和3年4月1日現在)	↑

【展開方向2】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

＜目標＞

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

＜手段＞

- 妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援をきめ細やかに推進します。
- 子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や情報の提供の充実を図ります。
- 「広陵町幼保一体化総合計画⁴⁶」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園⁴⁷化を段階的に推進します。
- 小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安全・安心な活動拠点（居場所）を提供します。
- 子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定こども園の整備箇所数	箇所	こども課資料	1 (令和3年4月1日現在)	↑
放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	609 (令和3年4月1日現在)	↑
地域子育て支援拠点箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和3年4月1日現在)	↑

⁴⁶ 平成28（2016）年3月に策定。

⁴⁷ 就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【展開方向3】子どもを守る環境づくりの推進

<目標>

発達に障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

<手段>

- 子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。
- 発達に障がいをもち、支援を必要とする子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

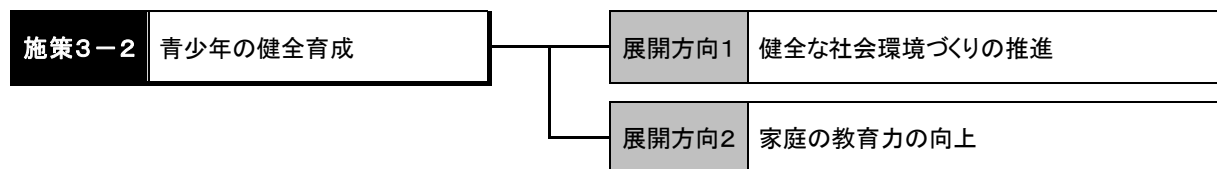
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする園児数	人	こども課資料	42 (令和3年4月1日現在)	→
児童虐待防止の啓発回数	回	こども課資料	2 (令和2年度)	↑

施策3-2 青少年の健全育成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもが、強い自覚と自信を持って明るく健やかに成長していけるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
今住んでいる地域の行事に参加している町内の小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	67.0 (令和元年度)	↑

◆現状と主要課題

○近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者がさまざまな体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

○これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。

特に、毎月第3金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡視指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人に関わり、地域の全体での見守りとする必要があります。

○次代のまちづくりを担う子ども・若者たちが自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中でさまざまな体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。

- 全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力の高めることができるよう、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】青少年のための健全な社会環境づくりの推進

<目標>

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

<手段>

- 子ども・若者が地域社会の中でさまざまな活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。
- 地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。
- 思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るための学習機会を提供します。
- 地域活動を通じて、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者の地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公民館の講座等を利用している子ども・若者の割合	%	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
人の役に立つ人間になりたいと思う小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	95.5 (令和元年度)	↑

【展開方向2】家庭の教育力の向上

<目標>

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

<手段>

- PTA等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実に図ります。
- 地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実に図ります。
- 家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して、個々の状況に応じた支援に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

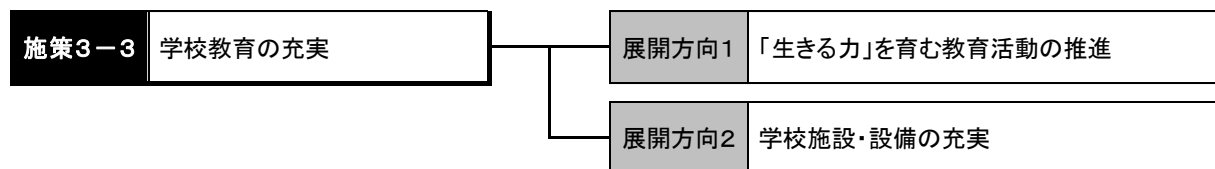
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
家庭教育学級(講座)への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	225 (令和元年度)	↑

施策3-3 学校教育の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	町内の小学校に通学する児童に対するアンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	町内の中学校に通学する生徒に対するアンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
学校内での事故件数	件	教育総務課資料	193 (令和2年度)	↓

◆現状と主要課題

○令和2（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領⁴⁸では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメント⁴⁹の充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指すとしています。

⁴⁸ 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。

⁴⁹ 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

- 本町では、平成 29（2017）年 3 月、町が目指すべき教育の理念を示すものであり、これに基づき教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の取組方針を定めた「広陵町教育大綱」を策定しています。同大綱では、「自ら学び 心豊かに 逞しく生きる子どもの育成を目指す広陵町」、「学力の向上と自尊感情・規範意識の醸成を図る広陵町」などを基本理念の柱に掲げています。
- グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。
- 地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁵⁰を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在、町内には小学校 5 校、中学校 2 校の計 7 校が立地していますが、これらのうち 6 校は築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに 12 から 18 学級）は満たしている状況にあります。
- 今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】「生きる力」を育む教育活動の推進

<目標>

児童・生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

<手段>

- 就学前から義務教育 9 年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。
- ICTを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結びつくよう、魅力ある授業づくりを推進します。

⁵⁰ 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教育法第 47 条の 5）に基づいた仕組み。

- 学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。
- 家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
- 多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
- 不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期解決を推進するため、家庭や関係機関との連携・協働のもと、学校内における相談・指導体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査 ・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う。」より	小学校:70.2 中学校:74.6 (令和元年度)	↑
不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校:0.8 中学校:3.8 (令和2年度)	↓
いじめの解消率	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校:81 中学校:83 (令和2年度)	↑

【展開方向2】安全・安心で快適な教育環境の整備

<目標>

児童・生徒がより安全・安心で快適な環境のもとで、充実した学校生活を送ることができるよう教育環境の整備を推進します。

<手段>

- 各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組めます。
- 学校、保護者、道路管理者、警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- トイレの洋式化や老朽化の度合いに応じた施設・設備の改修、更新等を計画的に推進します。
- 高速大容量の通信ネットワークや校務用情報端末など、ICTを活用した教育環境の整備を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
学校施設・設備の維持管理上の不備による児童・生徒の事故件数	件	教育総務課資料	0 (令和2年度)	→
校務用コンピュータ1台当たりの教員数	人	教育総務課資料	2.73 (令和3年度)	↓